

2026年5月1日発行 第26巻第5号(通巻600号)

LIBRA

2026年 5 月号

〈特集〉

これからの家族のかたちと法律 —民法改正にキャッチアップする—

〈インタビュー〉

第40回東弁人権賞受賞 優生保護法被害全国弁護団



べんとらー日光史跡巡り編

会員 伊藤 敬史 (56期)




東照宮陽明門



鬼怒川

江戸城の真北に位置する日光東照宮。徳川家康公は、江戸城の鬼門にあたる日光に自身を埋葬させることで、江戸の町を守る意図があったのだとか。

そして、鬼怒川は、利根川の支流として、家康公の当時は江戸湾に流れついていた川。その利根川の流路を銚子から太平洋に流れ出すように変える壮大な工事に着手させて、江戸の町を水害から守った家康公。

世界有数の大都市・江戸を作った偉人に思いを馳せるべんとらーでありました 

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2026年5月号

特集

02 これからの家族のかたちと法律 —民法改正にキャッチアップする—

- I 親子の在り方に関する改正—離婚後共同親権 林 祐介
- II 親子交流等に関する改正 高橋有紀
- III 養育費に関する改正 田中聡介

インタビュー

16 第40回東弁人権賞受賞 優生保護法被害全国弁護団

ニュース&トピックス

21 市原青年矯正センター見学報告

連載等

22 臨時総会報告(2025年度)

24 常議員会報告(2025年度 第11回/第3回臨時)

26 憲法訴訟のいま

第11回 学術会議会員の任命拒否理由の開示を求める情報公開請求訴訟 その1
米倉洋子

28 法律家のための税法知識

第12回 役員・従業員が不正を行った場合の法人に対する重加算税の適用
三宅智啓

30 東弁今昔物語～150周年を目指して～

第43回 非弁問題に対する対応 田中みどり

31 こんな活動しています～法律研究部・同好会～

vol.13 棋友会 さあ、白黒つけましょう 菅 芳郎

32 わたしの修習時代

“社会の血液”となるための1年間 66期 大嶽雄輝

33 心に残る映画

『ジョジョ・ラビット』 真喜志ちひろ

34 コーヒーブレイク

宇宙カレンダー 渡辺敦史

35 会長声明

42 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

これからの家族のかたちと法律

—民法改正にキャッチアップする—

2026年4月1日、改正家族法が施行されました。離婚後の共同親権の制定等、これまでの家族関係や裁判所の審理など、様々な場面で大きな影響を及ぼすと考えられます。一方、離婚という状況に置かれた子どものために、親がどのようにかかわっていけるのか、どうかかわっていくのがいいのか、あらためて考えるひとつの機会でもあります。

今回の特集では、法制委員会の皆様に、重要論点3つに絞って、改正家族法にかかる最新の情報をご執筆いただきました。今すぐ役立つ充実した内容ですので、ぜひご活用ください。

LIBRA 編集委員 佐藤 顕子、坂 仁根

【凡例】改正法：民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）

CONTENTS

I	親子の在り方に関する改正—離婚後共同親権	2頁
	1 離婚後の親権者の定めに関する改正	
	2 婚姻中を含めた親権の行使に関する改正	
	3 離婚後の子の監護に関する改正	
II	親子交流等に関する改正	9頁
	1 親子交流等に関する改正の概要	
	2 婚姻中別居の場面における親子交流	
	3 親子交流の試行的実施	
	4 父母以外の親族と子との交流	
III	養育費に関する改正	12頁
	1 はじめに	
	2 法定養育費の創設(民法766条の3第1項)	
	3 養育費の請求権への一般先取特権の付与(民法306条、308条の2)	
	4 民事執行手続のワンストップ化	
	5 養育費等に関する審判事件における情報開示命令(家事事件手続法152条の2等)	

I 親子の在り方に関する改正—離婚後共同親権

法制委員会 委員 林 祐介 (71 期)

1 離婚後の親権者の定めに関する改正

(1) 選択的共同親権制度*1*2

令和8年4月1日に施行された改正法は、従来の離婚後単独親権制度を見直し、父母が離婚するときは

その協議又は裁判所の判断によりその双方又は一方を親権者と定めるものとした（民法819条1項、同条2項、同条5項）。

その導入の趣旨は、①子の利益の確保のためには、父母双方が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、

*1：「選択的共同親権制度」という用語は、東京改正家族法研究会「改正家族法の要点と解説I」家庭の法と裁判58号（以下「家庭の法と裁判58号」と略称する）4頁に倣ったものである。

*2：「選択制の採用」については、青竹美佳「親権等に関する新たな規律—離婚後の親権の規律を中心に」家庭の法と裁判51号（日本加除出版、2024）9頁～10頁参照。

その責任を果たすことが望ましいこと、②発達心理学の見地から、離婚後の父母双方が適切な形で子の養育に関わることが子の心身の発達に良い影響をもたらすとの指摘がされていること、③離婚後共同親権の導入は国際的動向に合致することという点にある*3。

(2) 選択的共同親権制度下での親権者の定め方

ア 協議離婚の場合

(ア) 父母の協議による親権者の定め

父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める（民法819条1項）。父母は、親権者を定めるに当たっては、個別具体的な事情に即して、子の利益の観点から最善の判断をすべきであるし、子の意見を適切な形で尊重することを含め、子の人格を尊重しなければならない*4。

また、同項の規定による親権者の定めが父母の双方の真意に出たことを確認するための措置が講じられる（附則19条1項）。この措置は、DV等の事情や経済的に強い立場の配偶者が他方配偶者に強制的に迫ることによって、真意によらない不適切な親権者の定めがされることを防ぐためのものである*5。

(イ) 協議離婚における親権者指定の調停・審判

この度の改正により、夫婦間に成年に達しない子がある場合であっても、親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされていることを認めるときは、協議離婚の届出は受理されるものとされた（民法765条1項2号）。そのため、協議離婚をしようとする父母間で親権者を定める協議が調わないとき又はその協議ができないときの協議離婚は、①父母の一方からの親権者指定の家事審判（民法819条5項）又は家事調停の申立て、②協議離婚

の届出、③親権者指定の審判の確定又は調停の成立という順序で進行する*6。

①の申立てがされた場合には、⑦家事審判であれば、家庭裁判所が民法819条7項の定める判断枠組み（後記(3)）によって共同親権か単独親権かのいずれかを定め、④家事調停であれば、当事者の合意により親権者が定められる*7。

なお、①の申立ての取下げ制限が定められている（家事法169条の2、同法273条3項）。離婚届が受理された後、申立てが取り下げられてしまうと、離婚後の親権者が未確定となり子の利益に反するからである*8。

イ 裁判上の離婚の場合

裁判上の離婚の場合には、裁判所は父母の双方又は一方を親権者と定めるものとされている（民法819条2項）。裁判所は、民法819条7項の定める判断枠組み（後記(3)）によって共同親権か単独親権かのいずれかを定める。

(3) 裁判所による親権者の定め判断枠組み

民法819条7項は、裁判所が父母の双方又は一方を親権者と定める場合の判断基準及び考慮要素を定めている。

同項によれば、裁判所は、同項柱書後段の必要的単独親権事由が認められれば単独親権と定め、同事由が認められない場合には、同項柱書前段のとおり、子の利益の観点から①父母と子の関係、②父と母の関係、③その他一切の事情を総合的に考慮して共同親権か単独親権かのいずれかを定めることとなる。ただし、事案によっては、必要的単独親権事由を検討することなく、同項柱書前段の総合考慮により単独親権と定まることもあり得るとのことである*9。

*3：北村治樹編著「一問一答令和6年民法改正 家族法制の見直し（親権・養育費・親子交流等）」（商事法務、2025）（以下「一問一答」と略称する）30頁～31頁

*4：一問一答34頁

*5：一問一答34頁

*6：一問一答51頁

*7：家庭の法と裁判58号9頁

*8：家庭の法と裁判58号10頁

*9：家庭の法と裁判58号8頁

ア 必要的単独親権事由

民法819条7項柱書後段は、㉑「次の各号のいずれかに該当するとき」、㉒「その他父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」を必要的単独親権事由と定めているところ、㉒が包括的な事由であり、㉑の具体的内容である同項1号及び同項2号は㉒の例示と解されている*10。

(ア) 「次の各号のいずれかに該当するとき」(民法819条7項後段)

「父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき」(民法819条7項後段1号)は親子の關係に着目した必要的単独親権事由であり、子に対する虐待のおそれがある場合を典型例とする*11。もっとも、虐待のおそれがある場合以外にも、親権喪失事由(民法834条)や親権停止事由(民法834条の2)がある場合、それらに準ずるような事由がある場合も含まれる*12。

「父母が共同して親権を行うことが困難と認められるとき」(民法819条7項後段2号)は父母の關係に着目した必要的単独親権事由であり、父母の一方が他方からこれまで身体的暴力を受けており、今後も暴力を受けるおそれがある場合を典型例とする*13。もっとも、「その他の心身に有害な影響」という文言から、その例には、精神的・経済的・性的虐待等を受けるおそれがあるため、父母が相互に関わりを持つことが相当でない場合も含まれる*14。同号の該当性を判断するに当たっては「協議が調わない理由その他の事情」が「考慮」されるから、将来的にも最低限の協力關係の構築すら望めず、親権の共同行使の前提となる父母間の協議を行うことがおよそ期待できない場合(例えば、虚言・重大な約束違反の繰り返し、他方の人格を否定する

言動の執拗な繰り返し等)も同号に該当し得ると解されている*15。

なお、同項1号及び2号の「おそれ」とは、具体的な状況に照らして、各号の定める「害悪」や「暴力等」を及ぼす可能性があることを意味し、個別の事案ごとにそれを基礎づける方向の事実(評価根拠事実)とそれを否定する方向の事実(評価障害事実)とが総合的に考慮されて判断される*16。

(イ) 「その他父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」(民法819条7項柱書後段)

当該事由に該当する例は今後の事例の集積を待つものとされるが、必要的単独親権になるという効果の重大性からは、民法819条7項1号又は2号に準じる程度の事由が認められる必要があると解されている*17。

イ 民法819条7項柱書前段の総合考慮

アの事由が認められない場合、裁判所は、民法819条7項柱書前段の総合考慮によって、共同親権か単独親権かのいずれかを裁量的に判断する。

同項の「父母と子の關係」という文言は、㉑父母側の事情と㉒子側の事情とに分けて検討されるところ、㉑は、従前の親権行使の態様や子の利益に配慮する姿勢の有無等を考慮し、親が子の利益のために親権を行使できるかを検討するものである一方、㉒は、父母に対する子の心情や今後の親権行使についての子の意向等を考慮し、親権を共同して行使することが子の利益に適うかを検討するものである*18。

また、同項の「父と母の關係」という文言は、父母が子の利益のために親権を共同行使し得る協力關係にあるか、あるいは父母によるそのような關係の構築

* 10：家庭の法と裁判58号6頁

* 11：家庭の法と裁判58号6頁

* 12：家庭の法と裁判58号6頁

* 13：家庭の法と裁判58号6頁

* 14：家庭の法と裁判58号6頁、一問一答41頁

* 15：家庭の法と裁判58号6頁

* 16：証拠の例としては、一問一答41頁～42頁参照

* 17：家庭の法と裁判58号6頁

* 18：家庭の法と裁判58号7頁

が期待できるかを検討する*19。ここでの「子の利益のために親権を共同行使し得る協力関係」とは、親権の共同行使のために最低限必要な意思疎通ができる関係があれば足り、頻繁な連絡や友好関係まで求められるものではない*20。

なお、本項前段の総合考慮は子の利益を最優先に考慮して判断され、共同親権と単独親権との間に原則・例外の関係があるものではない*21。また、共同親権と単独親権のいずれかを定める判断は、従前の父母の親権行使の在り方等といった「父母と子の関係」に重要な事情がない事案においては、「子の利益のために親権を共同行使し得る協力関係」の有無を中心に考慮するものとされている*22。

(4) 親権者の変更

ア 親権者変更の類型

選択的共同親権制度の導入を受け、親権者の変更を定める民法819条6項の文言が「親権者を他の一方に変更することができる」から「親権者を変更することができる」へと変更されたことにより、親権者の変更としては、①一方の単独親権から他方の親の単独親権への変更、②共同親権から単独親権への変更、③単独親権から共同親権への変更が可能となった*23。

イ 申立権者の拡張

民法819条6項は「子又はその親族」を親権者変更の申立権者とする。「子」が申立権者に追加された趣旨は、親権者変更により子に直接影響が生ずることを踏ま

え、子自身に申立権を認めることで、子の意見を適切に考慮することを制度的に確保する*24という点にある。

ウ 親権者変更の要件

(ア) 民法819条6項は、親権者変更の要件を「子の利益のため必要があると認めるとき」と定めている。この親権者変更の必要性の判断は、従来、「親権者を指定した経緯、その後の事情の変更の有無と共に当事者双方の監護能力、監護の安定性等を具体的に考慮して、最終的には子の利益のための必要性の有無という観点から決せられるべきもの」（福岡高裁平成27年1月30日決定〔判タ1420号102頁〕）等とされていたところである*25。

(イ) 民法819条8項は、父母の協議により定められた親権者を変更する場合における親権者変更の必要性（上記(ア)参照）を判断するに当たっての考慮要素を示し（同項前段）、その勘案事情を例示したもの（同項後段）である*26。

同項前段は、親権者変更の必要性を判断するに当たっては「当該協議の経過*27*28、その後の事情の変更*29*30 その他の事情を考慮する」と定めている。DV等を背景とする不適切な形での合意によって親権者の定めがされた場合には、当該定めがされた後の事情の変更のみでなく、親権者の定めがされた際の父母の協議の経過等を考慮することが適切である*31からである。

同項後段は、同項前段の「当該協議の経過」を考慮するに当たっては「父母の一方から他方へ

* 19：考慮対象となる事情については、家庭の法と裁判58号7頁～8頁参照

* 20：家庭の法と裁判58号8頁

* 21：家庭裁判所としては単独親権とすべき特別な事情がない限り、離婚後の父母を共同親権者として指定するケースが多くなるのではないかと予想するものとして、中村真「親族道の歩き方—家族法I」（清文社、2025）223頁

* 22：家庭の法と裁判58号8頁

* 23：家庭の法と裁判58号11頁

* 24：一問一答53頁

* 25：改正前の親権者変更の基準（変更すべき特段の事情の要否、諸事情を比較衡量する基準等）については、松原正明「家裁における子の親権者・監護権者を定める基準」判例タイムズ747号307頁等を参照

* 26：一問一答54頁

* 27：当該文言で考慮される事情については、家庭の法と裁判58号11頁参照

* 28：合意形成過程の評価については、家庭の法と裁判58号15頁脚注1）参照

* 29：当該文言で考慮される事情については、家庭の法と裁判58号11頁参照

* 30：家庭の法と裁判58号11頁

* 31：一問一答57頁

の暴力等の有無」を勘案するものとした。父母の婚姻中にその一方から他方へ暴力等があった場合には、その一方から他方に対する支配的な関係を背景として、当該父母の一方が他方に対して、子の利益の観点から必ずしも適切でない合意を強要し、当該他方が早期の離婚を望む結果としてその求めに安易に応じてしまうことがあり得る*32からである。

また、同項後段は、同項前段の「当該協議の経過」を考慮するに当たっては「家事事件手続法による調停の有無又は裁判外紛争解決手続の利用の有無、協議の結果についての公正証書の作成の有無その他の事情」を勘案するものとした。協議上の離婚の際の親権者の定め適正性を担保するには、中立的な第三者の関与を求めることの有用性・重要性を明らかにするためである*33。

ウ 変更後の親権者を定める際の考慮要素

親権者変更の審判において単独親権とするか共同親権とするかは、民法819条7項（上記(3)参照）によることとなる。

2 婚姻中を含めた親権の行使に関する改正

(1) 父母双方が親権者である場合の親権行使

ア 共同行使の原則

親権は、父母が共同して行使する（民法824条の2第1項本文）。これは、父母双方が親権者である場合には、父母双方が親権行使に責任を負い、子に関する重要な事項は父母が熟慮の上で慎重に協議し判断することが子の利益にとって望ましいとの価値判断に基づいている*34。

同項本文の「共同して行う」とは、身上監護や財産管理等といった親権行使が父母の共同の意思で決定されることをいう*35。

イ 共同行使下でも単独行使が許容される場合

(ア) 日常の行為

父母の双方が親権者であっても、父母は、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使を単独ですることができる（民法824条の2第2項）。その趣旨は、親権の単独行使の範囲を明確化するとともに、別居後又は離婚後に同居親が別居親から不当に干渉されることなく、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権行使を単独ですることができることを明確化することにある*36。

同項の「監護及び教育に関する日常の行為」とは、日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものをいう*37。

(イ) 親権行使者の指定

特定の事項に係る親権行使者の指定の審判を受けた父又は母は、当該特定事項に係る親権の行使を単独ですることができる。

同審判（民法824条の2第3項）は、父母が共同して親権を行うべき事項についての父母の意見対立を解決するための裁判手続を設けたものである*38。

「特定の事項」とは、同項かつ書内の親権行使が対象から除かれるため、重要な事項に係る身上監護又は財産管理・身分行為に限られ、かつ「急迫の事情」（下記ウ(イ)参照）がないときに限られる*39。具体例としては、子の居所を決定する場面、子を代理して高校と在学契約を締結する場面、子の心身に重大な影響を与える医療行為の決定などの身分行為が挙げられている*40。

* 32：一問一答57頁

* 33：一問一答57頁～58頁

* 34：一問一答63頁

* 35：一問一答63頁

* 36：一問一答66頁

* 37：一問一答66頁

* 38：一問一答73頁

* 39：一問一答74頁

* 40：一問一答74頁

また、同項の「子の利益のため必要があると認めるとき」という要件は、①申立時点において紛争が顕在化していること*41を前提としつつ、②現時点において親権行使者を定める必要があるかどうか、③父母のいずれを親権行使者に指定するのが子の利益に適うかという観点から検討される*42。

ウ 共同行使下でも親権の行使が単独行使となる場合

(ア) 「他の一方が親権を行使できないとき」(民法824条の2第1項ただし書2号)には親権の行使はその一方の単独行使となる。当該文言には、①親権を法律上行使できない場合(親権喪失の審判や親権停止の審判を受けたとき等)と②親権を事実上行使できない場合(行方不明、重病等)とが含まれる*43。

(イ) 「子の利益のため急迫の事情があるとき」(民法824条の2第1項ただし書3号)には親権の行使は一方の単独行使となる。当該文言は、父母の協議や家庭裁判所の手続を経ては、適時に親権を行使することができず、その結果として子の利益を害するような場合をいう*44。具体例としては、一定の期限までに親権を行使することが必須である場合(入学試験の結果発表後の入学手続)、虐待等からの避難が必要である場合(避難のための子の転居・転校)、緊急の医療行為を受ける必要がある場合などが挙げられている*45。

(2) 父母の一方が親権者である場合の親権行使

父母の一方のみが親権者であるときはその者が親権を単独行使する(民法824条の2第1項ただし書1号)。

3 離婚後の子の監護に関する改正

(1) 監護者の定め

父母が協議上の離婚をするときは、子の利益を最も優先して考慮しながら、子の監護をすべき者をその協議で定めるものとされ(民法766条1項)、その協議が調わないとき又は協議をすることができないときは家庭裁判所が子の監護をすべき者を定めるものとされている(同条2項)。

監護者の定めが必要となる場面としては、①別居している婚姻中の父母の間でどちらが子を監護するか争われている場面*46、②共同親権として離婚する際に、父母の間でどちらが子を監護するか争われている場面、③共同親権として離婚した父母の間で、その後どちらが子を監護するか争われている場面などが想定されている*47*48。

家庭裁判所が監護者を定めるには、監護者を指定する必要性*49を検討した上、監護者を父母のどちらと定めるのが相当か*50を検討する。

(2) 監護者の権利義務

ア 監護者は、民法820条から同法823条までに規定する事項について親権を行う者同一の権利義務を有し、単独で身上監護に関する行為をすることができる(民法824条の3第1項)。監護者を定めた場合における監護者の権利義務の内容を明確化する趣旨である*51。

なお、同項の対象は、あくまでも身上監護に関する事項である。そのため、財産管理や法定代理権の行使については、父母の権利義務に変更は生

*41: 「子の利益のため必要があると認めるとき」については、家庭の法と裁判58号29頁

*42: ②及び③の「考慮要素」については、家庭の法と裁判58号29頁

*43: 一問一答65頁

*44: 一問一答71頁

*45: 一問一答71頁

*46: 離婚後の監護に関する場面ではないが、改正後も民法766条1項が離婚前にも類推適用されるという解釈及び家裁実務には変更がないと考えられるため、①も監護者の定めが必要となる場面に含まれる(家庭の法と裁判58号17頁)。

*47: 家庭の法と裁判58号17頁

*48: 離婚後の父母の一方を親権者として定め、他の一方を監護者と定める場面(一問一答93頁)も想定し得る。

*49: 当該判断の考慮要素については、家庭の法と裁判58号19頁参照

*50: 同上

*51: 一問一答90頁

しない*52。

イ 監護者以外の親権者は、監護者による身上監護を妨げてはならない（民法824条の3第2項）。監護者以外の親権者による身上監護と監護者による身上監護が抵触する場合の優先関係を明らかにするという趣旨である*53。

(3) 監護の分掌

ア 民法766条1項は、「子の監護に関する必要な事項」の一例として、「子の監護の分掌」（子の身上監護を父母が分担すること）を定めている。その趣旨は、離婚時に父母の協議により子の養育計画の作成ができることを明らかにするため、父母の離婚後の子の監護について、「子の監護の分掌」の定めをすることができることを明確にするという点にある*54。

当該文言の追加によって、離婚後の単独親権又は共同親権のいずれの場合であっても、父母の親権と監護の在り方について多様な選択が可能となった*55。もっとも、子の利益に資する監護とするためには、父母が子の監護について安定的かつ継続的に協力し合えることを必要とするから、監護の分掌が想定されるのは、基本的には共同親権の場合であるとも評されている*56。

イ 監護の分掌は、父母の協議で定めるものとされ（民法766条1項）、その協議が調わないとき又は協議をすることができないときは家庭裁判所が当該父母の求める監護の分掌の定めをするか否か等を判断する（同条2項）。

ウ 分掌の主な例としては期間の分掌と事項の分掌が検討されている*57。

(ア) 期間の分掌とは、例えば、平日は母が、休日は父がそれぞれ子の監護を担う等というように父母が一定期間ごとに子を交替監護することをいう。

この分掌において、ある期間の分掌者は、当該期間において、監護及び教育に関する日常の行為は単独で行うことができるものの、当該期間後も監護権行使の影響が継続するような重大な行為については、子の利益のため急迫の事情がある場合を除いて、共同親権者である他の親と共同でこれを行う必要がある*58。

期間の分掌を検討するには、①監護者指定における各考慮要素（上記(1)参照）のほか、②特有の考慮要素についても検討し、交替監護を定めることの必要性及びどのような交替監護の内容を定めるのが相当かを判断する*59。

(イ) 事項の分掌

事項の分掌は、例えば、「教育に関する事項」、「医療に関する事項」といった抽象的な事項について、子の身上監護の権限を父母の一方に委ねるものである。

この分掌において、当該事項に係る監護を分掌する父母の一方は、当該事項に関する子の身上監護に関する限り、日常の行為に当たらない重大な行為も含めて行うことができ、他方親はこれを妨げてはならない*60。

事項の分掌を定めるについては、事項の分掌の定めをする必要性*61を検討した上、事項の分掌者を父母のどちらと定めるのが相当か*62を検討することになる。

* 52：一問一答91頁

* 53：一問一答93頁

* 54：一問一答88頁

* 55：親権と監護の在り方についての多様な選択肢については、東京弁護士会法制委員会編「こんなに変わった！家族法制—離婚後共同親権・養育費・親子交流等—」（新日本法規、2025）72頁参照

* 56：家庭の法と裁判58号19頁

* 57：家庭の法と裁判58号19頁～22頁

* 58：家庭の法と裁判58号20頁

* 59：特有の考慮要素の詳細については、家庭の法と裁判58号20頁参照

* 60：家庭の法と裁判58号21頁

* 61：当該判断の考慮要素の詳細については、家庭の法と裁判58号22頁参照

* 62：同上

II 親子交流等に関する改正

法制委員会 委員 高橋 有紀 (69 期)

1 親子交流等に関する改正の概要

父母の別居後や離婚後も、適切な形で親子の交流の継続が図られることは、子の利益の観点から重要であり、また、親子交流の実施に当たっては、その安全・安心の確保も重要である*63。そこで、本改正法では、安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しがなされ、以下3点の改正が行われることとなった。

- ① 婚姻中別居の場合における親子関係に関する規定の整備
- ② 親子交流の試行的実施に関する規定の整備
- ③ 父母以外の親族と子との交流に関する規定の整備

なお、従前の実務では、改正前民法766条1項の「父又は母と子との面会及びその他の交流」を「面会交流」と呼称することがあったが、「面会」は限られた時間での一時的な対面を想起させ、親子の継続的な交流を示す言葉としてはふさわしくないこと、また、親子の交流の方法は多様化し、直接会う方法だけでなく、ビデオ通話やメールなどの交流方法も用いられていることから、「面会」を例示することは必ずしも適切ではないと指摘されていた*64。本改正法では、同項の用語から「面会及びその他の」の語が削除され、「父又は母と子との交流」との表現に改められており、法制審議会や国会審議の過程でも、従前「面会交流」と呼称されていたものは「親子交流」と呼称されていた*65ため、本稿でも「親子交流」との表現を用いることとする。

2 婚姻中別居の場面における親子交流

改正前民法では、父母の離婚後の親子交流に関する規定(766条1項から3項)は置かれていたものの、婚姻中の父母の別居時における親子交流に関する明文上の規定はなかった。なお、最高裁平成12年5月1日決定(最高裁民事判例集54巻5号1607頁)において、婚姻関係が破綻して父母が別居状態にある場合に、子と同居していない親と子の交流につき父母の間で協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が改正前民法766条を类推適用して、親子交流について相当な処分を命じることが認められた。そのため、裁判実務上は父母の婚姻中においても家庭裁判所が親子交流についての審判・調停をすることができるとの考え方が定着していたが、明文規定を欠くことから当事者である父母にとって必ずしもルールが明確でないと指摘されていた*66。

父母が離婚する際には、これに先立ち様々な理由により父母が別居する場合が少なくなく、そのような場合にも適切な形で親子の交流の継続が図られることが子の利益の観点からは重要であることから、改正後民法では、婚姻中の父母の別居時における親子交流について、817条の13が新設されることとなった*67。

具体的には、婚姻中別居の場合の親子交流について必要な事項は、父母の協議により定め、この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないとされた(民法817条の13第1項)。

*63：一問一答134頁

*64：一問一答135頁

*65：一問一答135頁

*66：一問一答136頁

*67：一問一答136頁

そして、父母の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、父又は母の請求により、婚姻中別居の場合の親子交流について必要な事項を定めることができるものとし（同条2項）、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、父又は母の請求により、その定めを変更することができるものとされた（同条3項）。これらの請求を受けた家庭裁判所は、子の利益のため特に必要があると認めるときに限り、婚姻中別居の場合の親子交流を実施する旨を定めることができる（同条4項）。

3 親子交流の試行的実施

家庭裁判所の調停や審判の手続等において適切な親子交流の在り方を検討するに当たり、その手続中に親子交流を試行的に実施し、その状況等をその後の調整や判断の資料とすることが望ましい事案があることから、従前の家庭裁判所の実務においては、事実調査の一環として「試行的面会交流」と呼ばれる運用が行われていたものの、その実施の要件や方法等については明文の規定がなく、運用に委ねられていた*68。

また、親子交流の調停や審判の手続には相応の時間を要するところ、調停成立や審判の確定等までに親子交流が行われない期間が長くなることにより、例えば、子が別居親を受け入れにくくなるなど親子関係に影響を与えかねないとの指摘があった*69。

そこで、親子交流の試行的実施に関し、改正後家事事件手続法152条の3において、家庭裁判所が子の監護に関する処分の審判事件（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く）において、子との交流の試行的実施を促すことができるとの制度が新設されることとなった。

改正後家事事件手続法152条の3による親子交流の試行的実施も、従前行われてきた「試行的面会交流」

の運用と同様に事実の調査のために行われるものであり、家庭裁判所の働きかけにより調停成立前又は審判前の段階で親子交流を行うという点では大きな差異はないが、同段階で親子交流を行った結果を事実の調査の対象とすることが有益であるのは必ずしも「試行的面会交流」が行われていた場面に限られず、実施場所や実施方法等についても事案に応じた柔軟な対応を行うことが有用であると考えられた*70。

そこで、従前の実務では不明確であった要件について、改正後家事事件手続法152条の3第1項は、①子の心身の状態に照らして相当でないと認める事情がなく、かつ、②事実の調査のため必要があると認めるときは、当事者に対し、子との交流の試行的実施を促すことができると定め、家庭裁判所において、①及び②の要件の検討を行うこととなった。なお、父母双方の同意があることは要件とされていない。

①に関する家庭裁判所の裁量的な判断にあたっては、親子交流の試行的実施が子に対して何らかの悪影響を与えるおそれがないかという観点から、子の安全・安心に係る事情を中心としつつ、同居親の心身状況、親同士の関係性、親子関係、子の状況（子の意向・心情）等を総合衡量し、慎重に判断されることとなる*71。また、②に関する家庭裁判所の裁量的な判断にあたっては、必ずしも最終的な審判の判断のための資料を収集する必要がある場合に限られず、これまでの調停手続、審判手続において把握した親子交流に関する課題を解決又は低減したり、新たな課題を把握したりし、それらを父母と共有することでその課題の解決に向けた父母の主体的な取組を支援する等、子の利益にかなう親子交流の在り方を検討するために親子交流の試行的実施が有益である場合なども広く含まれると解されている*72。

次に、上記検討の結果として、家庭裁判所が当事者に対して、親子交流の試行的実施を促す場合には、家庭裁判所は、実施の条件（交流の方法、交流をする

* 68：一問一答138頁

* 69：一問一答138頁

* 70：一問一答149頁

* 71：東京改正家族法研究会「改正家族法の要点と解説Ⅱ」家庭の法と裁判59号（以下「家庭の法と裁判59号」と略称する）31頁

* 72：家庭の法と裁判59号30頁

日時及び場所、家庭裁判所調査官その他の者の立会いその他の関与の有無等)を決めたり、当事者に対して子の心身に有害な影響を及ぼす言動を禁止することその他適当と認める条件を付したりすることができる(家事事件手続法152条の3第2項)。

そして、家庭裁判所は、親子交流の試行的実施を促したときは、当事者に対してその結果の報告(当該試行的実施をしなかったときは、その理由の説明)を求めることができる(同条3項)。そのため、家庭裁判所は、試行的実施が当事者のみで実施された場合は、その状況や結果について、当事者に対し、適宜の方法により報告するよう求めることができ、その方法を口頭とするか書面とするか、またどの程度詳細な内容の報告を求めるかという点については、家庭裁判所が事案に応じて検討することとなる*73。また、家庭裁判所調査官による調査の一環として試行的実施が行われた場合には、家庭裁判所調査官は事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとされ(家事事件手続法58条3項)、また家庭裁判所調査官がこの報告に意見を付することができる(同条4項)。

なお、親子交流の試行的実施をする具体的な時期や回数については、規定上特段の制限は設けられていないため、家庭裁判所は、各段階における紛争性の程度や事実の調査の必要性、当事者に対する働きかけ・調整の状況に応じてその段階に見合った試行的実施を促すことができ、また試行的実施の結果をふまえ更なる事実の調査のための必要性が認められる場合には、事案に応じて複数回にわたる試行的実施を促すことも可能である*74。

4 父母以外の親族と子との交流

改正前民法では、父母以外の親族と子との交流については明文の規定はなかった。この点について、最高裁令和3年3月29日決定(最高裁判所裁判集民事

265号113頁)は、父母以外の第三者が家庭裁判所に子の監護に関する事項を定めるよう申し立てることができる(と解すべき法令上の根拠が存しないことなどを理由として、「父母以外の第三者は、事実上子を監護してきた者であっても、家庭裁判所に対し、子の監護に関する処分として上記第三者と子との面会交流について定める審判を申し立てることはできないと解するのが相当である」と判示していた。

この判例の結論については、例えば子が長年にわたり祖父母と同居し、両者の間に親密な関係が形成されていたような場合には、父母の離婚後も引き続き祖父母などとの交流を継続することが子の利益の観点から重要であると指摘されていた一方で、父母以外の親族に対して子との交流の申立権を無制限に認めることに対しては、潜在的な紛争当事者が増加し、子が多数の紛争に巻き込まれ、結果として子の利益を害することになりかねないとの指摘もなされていた*75。

そこで、改正後民法766条の2第1項では、「子の利益のため特に必要があると認めるとき」は、父母以外の親族と子との交流を実施する旨を定めることができることとし、同条2項で、父母以外の親族も一定の要件の下で子との交流に関する家庭裁判所への審判の請求をすることができるものとした。

民法766条の2第2項は、父母以外の親族と子との交流については、家庭裁判所に申立てをすることができる者は、原則として父又は母であるとし(同項1号)、「他に適当な方法がない」ときに限り、父母以外の子の親族(子の直系尊属及び兄弟姉妹以外の者)にあっては、過去に当該子を監護していた者に限る)が子との交流の申立てをすることができるとしている(同項2号)。「他に適当な方法がないとき」の例としては、父母の離婚後のその一方(子と別居する親)の死亡や行方不明等の事情により父母の協議や父母による申立てが期待し難い場合が想定されている*76。

*73: 家庭の法と裁判 59号 34頁

*74: 一問一答 143頁

*75: 一問一答 151頁

*76: 一問一答 155頁

Ⅲ 養育費に関する改正

法制委員会 委員 田中 聡介 (77 期)

1 はじめに

本改正においては、養育費の履行確保に向けた制度の見直しが行われた。主な改正点は、①法定養育費の創設、②養育費の請求権への先取特権の付与及び③執行手続のワンストップ化の3つといえる。そのほか、養育費等に関する審判事件における情報開示命令の制度が新設された。

なお、改正法は、養育費に関する法務省令（令和7年法務省令第56号）と併せて、2026年（令和8年）4月1日から施行されている。

2 法定養育費の創設（民法766条の3第1項）

(1) 制度趣旨

改正前民法では、養育費の取決めをせずに離婚した場合、義務者に対して養育費の請求をするためには、協議によって取り決めるほか、家事調停・審判等の手続を利用する必要があった。しかし、離婚に至る事情は様々であり、とりわけ離婚時の協議において、当事者が長期的な予測のもとに、養育費の額を取り決めることは困難と思われる。また、手続の利用にも、一定程度のハードルがあったといえる。

そこで、本改正によって、法定養育費が創設され、養育費の取決めをせずに離婚した場合であっても、離婚時から引き続き子の監護を主として行う父母の一方は、離婚時から、義務者に対し養育費を請求することができるようになった。制度の趣旨は、「父母の協議等による養育費の取決めがなくても離婚時から一定額の養育費の請求を可能とする点」にある*77。

他方、法定養育費は、「父母の協議等により養育費の取決めがされるまでの当面の間に対応するためのいわば暫定的・補足的な措置」*78とされるように、当事者間の協議や手続等の有用性を失わせるものではない。法定養育費の額の算出には、当事者の収入や生活状況を考慮せず、法務省令において一律に、月額2万円に子の数を乗じた額と定められている。そのため、本条により、必ずしも十分な養育費の額が保障されるとはいえない。したがって、権利者が、生活状況に照らして適正と考える養育費を請求するためには、従前と同様に、協議や手続等を利用して取決めを行う必要がある。

(2) 要件・効果

ア 権利者

権利者は、「父母の一方であって離婚の時から引き続きその子の監護を主として行うもの」である。前提となる離婚について、本条は、裁判上の離婚に準用されるほか（民法771条）、調停離婚及び審判離婚の場合にも準用されると解されている*79*80。

「監護」とは、「子の身の回りの世話を現実的に行っているという事実的な概念」であるとされており*81、身上監護に関する事項についての権限の有無とは一致しない。また、子の監護を、「離婚の時から引き続き……主として行う」ことが要件となる。そのため、離婚時から請求時までの、子の生活状況等に関する事情が争点となると思われる。

イ 始期

始期は、離婚の日である。施行日との関係で、本

*77：一問一答114頁

*78：一問一答115頁

*79：一問一答117頁

*80：東京改正家族法研究会「改正家族法の要点と解説Ⅲ」家庭の法と裁判60号（以下「家庭の法と裁判60号」と略称する）91頁

*81：一問一答116頁

条は、「施行日前に離婚……した場合については、適用しない」と定められたため（附則3条2項）、法定養育費が生じるのは、2026年（令和8年）4月1日以後にした離婚に限られる。

なお、離婚日に生じた法定養育費から請求が可能であり、始期を含む月の金額は、当該月の日数で日割計算する（民法766条の3第2項、法務省令2条2項）。

ウ 終期

終期は、1号から3号までの、いずれか早い時期である。

- ① 父母がその協議により子の監護に要する費用の分担についての定めをした日
- ② 子の監護に要する費用の分担についての審判が確定した日
- ③ 子が成年（18歳）に達した日

1号及び2号からは、法定養育費が「暫定的・補足的な措置」であることを読み取ることができる。また、法定養育費が発生した後に、協議によって取決める場合の留意点について、以下(4)で述べる。

なお、始期の場合と同様に、終期を含む月の金額は、当該月の日数で日割計算する（民法766条の3第2項、法務省令2条2項）。

エ 支払時期

法定養育費は、毎月末に支払時期が到来する。

オ 金額

月額2万円に、子の数を乗じた額である（法務省令2条1項）。

(3) 義務者の支払拒絶、減額・免除等

義務者の側からみると、本条の適用によって、当事者間の取決めによらずに法定養育費の支払義務を負うこととなる。そこで、義務者からも、収入や生活状況に照らして適正と考える養育費の額を主張する

方法が用意されている。

ア 支払拒絶（民法766条の3第1項ただし書）

義務者は、以下のいずれかの事実を主張立証して、法定養育費の全部または一部の支払を拒むことができる。

- ① 支払能力を欠くためにその支払をすることができないこと
- ② 支払をすることによってその生活が著しく窮迫すること

イ 減額・免除、支払猶予等（民法766条の3第3項）

また、義務者は、子の監護に関する処分の調停・審判において（民法766条2項、3項）、法定養育費の減額・免除、支払猶予等を求めることができる。審判においては、家庭裁判所が、義務者の支払能力等を考慮して、相当な処分を命ずることとなる。

なお、申立手続との関係では、「766条2項又は3項の申立てなくしてこの処分を命ずることは想定されていない」*82と解されており、法定養育費独自の申立ては認められていない。そのため、義務者は、子の監護に関する処分の調停・審判事件において、法定養育費の減免等の主張を行うこととなる。

(4) 法定養育費発生後の取決め

養育費の取決めをせずに離婚した場合には、法定養育費が、離婚時から生じている。そのため、離婚後に養育費の取決めを行う際には、既に生じた法定養育費についても合意の内容に含めることが必要となる。具体的な条項案については、家庭の法と裁判60号において、詳しく解説されている。

3 養育費の請求権への一般先取特権の付与（民法306条、308条の2）

(1) 制度趣旨

改正前民法では、養育費の履行を確保するために

* 82：家庭の法と裁判60号93頁

は、債務名義を取得して、民事執行の申立てを行う必要があった。また、執行手続において、養育費債権は一般債権であったため、必ずしも十分な配当を受けられるとは限らなかった。

本改正では、法定養育費を含む養育費債権に先取特権が付与された。そのため、債務名義を必要とせず民事執行の申立てが可能となった。また、執行手続において優先弁済を受けられるようになり、養育費の履行確保の実効性が高まったといえる。

なお、先取特権が付与される養育費債権の額は、月額8万円に、子の数を乗じた額と定められている（法務省令1条）。

(2) 担保権実行の申立て

ア 申立手続等

養育費債権の先取特権に基づく民事執行手続は、担保権実行の申立てによって行う（民事執行法193条）。担保権実行の手続は、一般の先取特権の実行と同様と思われる。

債権者は、「担保権の存在を証する文書」を提出する必要がある（同条1項）。その意義については、「公文書であることを要せず私文書でもよいが、執行裁判所において担保権の存在が証明されていると判断するに足るものでなければならない」*83と解されている。養育費債権の場合では、当事者が私的に養育費を取り決めた文書であっても、債権額の証明が可能であれば、上記文書にあたる。

イ 任意的債務者審尋

債権差押命令の手続においては、債務者の審尋をしない（民事執行法145条2項）。しかしながら、法定養育費についての担保権実行を行う場合は、執行裁判所は、必要があると認めるときに債務者の審尋をすることができる（民事執行法193条2項、3項）。

債務者は、事実関係によっては、担保権実行の申立手続の中で、反論の機会を与えられることとなる。

4 民事執行手続のワンストップ化

(1) 制度趣旨

本改正により、①財産開示手続、②債務者の給与債権に係る情報取得手続及び③給与債権の差押手続を、地方裁判所に対する1回の申立てで行うことが可能となった*84。その趣旨は、養育費を請求する場合の民事執行手続の負担軽減である。

(2) 手続の連続性

養育費債権について、執行力のある債務名義の正本を有する債権者がする申立てについては、債権者が反対の意思を示さない限り、以下のような手続の連続性が認められる。

(i) 財産開示手続の申立てにおいて、債務者が給与債権を開示した場合には、債務者が開示した給与債権に対する差押命令の申立てをしたものとみなされる（民事執行法167条の17第1項1号）。

他方、債務者が財産を開示しなかった場合には、執行裁判所は、債務者の住所のある市区町村に対して、給与に係る債権についての情報を提供するように命じなければならない（同条2項）。

(ii) 債務者の給与債権に係る情報取得手続の申立てをした場合には、その情報が提供された給与債権に対する差押命令の申立てをしたものとみなされる（同条1項2号）。

改正前民法では、それぞれ別個の申立てが必要であったことからすれば、申立ての負担は大きく軽減されている。

他方、財産開示手続等を利用して、差し押さえるべき債権の特定ができない場合が想定される。このような場合、執行裁判所は、債権者に対して、相当の期間内に、差し押さえるべき債権を特定するために必要な事項の申出をするように命ずることができる。そして、債権者が期間内に必要な事項の申出をしないときは、差押命令の申立ては取り下げたものとみなされる（同条6項）。

*83：「3訂民事執行」（司法研修所、令和3年2月）112頁

*84：一問一答105頁

5 養育費等に関する審判事件における 情報開示命令（家事事件手続法152条の2等）

他にも、養育費の履行確保に向けた制度の見直しとして、情報開示命令の制度が新設された。養育費等に関する審判事件等において、家庭裁判所が、必要があると認めるとき、申立てまたは職権で、当事者に対して、収入及び資産の状況に関する情報の開示

を命ずることができるようになった。

なお、情報の開示を命じられた当事者が、正当な理由なく情報を開示しない場合や、虚偽の情報を開示した場合には、10万円以下の過料の制裁が科されるほか（家事事件手続法152条の2第3項）、「家庭裁判所は、そのような経過も審判手続の全趣旨として考慮し、当該当事者に不利益な事実認定をすることもできる」*85と考えられている。

*85：一問一答133頁

参考文献一覧

令和6年民法改正は、特に離婚後の子の養育に関し、従前のルールを大幅に変更した重大な改正である。最後に、本文でも一部引用されているが、本改正の理解を深めるために役立つと思われる文献等を挙げるので参考にされたい。

- 北村治樹編著『一問一答 令和6年民法等改正』（商事法務、2025年）
立案担当者によるQ&A形式の解説。立法者の見解を調べるのに有用。
- 東京改正家族法研究会「改正家族法の要点と解説I～III」家庭の法と裁判58号～60号
（日本加除出版、2025年～2026年）
東京家庭裁判所の裁判官が、改正法施行後の運用について解説したもの。なお、上記連載を単行本化した『詳解 令和6年改正家族法—改正のポイントと主文例・条項例・書式』も同社から出版予定。
- 関係府省庁連絡会議が作成した改正法に関するQ&A形式の解説資料（2026年3月更新）
重要な論点についての公式見解をQ&A形式で解説したもの。
Q&A形式の解説資料（民法編）
<https://www.moj.go.jp/content/001457895.pdf>
Q&A形式の解説資料（行政・手続支援編）
<https://www.moj.go.jp/content/001457896.pdf>
- 大村敦志『新・家族法—たそがれ時の民法学』（有斐閣、2025年）
法制審議会家族法制部会の部会長だった著者が学者の視点から一連の平成の家族法改正を位置づける。
- 東京弁護士会法制委員会編『こんなに変わった！ 家族法制—離婚後共同親権・養育費・親子交流等』（新日本法規出版、2025年）
令和6年改正法を、Q&A形式と二人の弁護士による掛け合いで解説し、立体的な理解をめざす。
- 日本弁護士連合会家事法制委員会編『Q&A 改正家族法と弁護士実務』（日本加除出版、2026年）
脱稿段階では未発刊だが、具体的相談事例における対応指針を解説する。

第40回 東京弁護士会人権賞 受賞

優生保護法被害全国弁護団



人権賞のトロフィーを手にする優生保護法被害全国弁護団の新里宏二共同代表（右）と笠原太良事務局次長

戦後13件目の法令違憲判断である令和6年7月3日大法廷判決は、立法当初から違憲であると初めて判断するとともに、除斥期間についての従来の判例を変更し、被害者救済のみちを大きく切り開きました。画期的な判断を勝ち取った優生保護法被害全国弁護団（以下「弁護団」）の活動等について、新里宏二弁護士（共同代表）を中心に、笠原太良弁護士（事務局次長）、関哉直人弁護士（事務局次長）にも同席いただき、お話を伺いました。

聞き手・構成：小峯 健介

写真撮影：坂 仁根

プロフィール◆2018年に全国各地の弁護士が結集して結成され、旧優生保護法（1948年制定、1996年母体保護法に改正）に基づく強制不妊手術等の被害回復を目的とし、国家賠償請求訴訟の提起、被害者支援、社会的啓発活動等を一貫して行ってきた。その活動は多岐に及び、2024年7月3日に最高裁大法廷において、旧優生保護法の違憲性と国側の賠償責任を認めさせる歴史的判決を勝ち取った。以降も、補償立法の実効性確保や被害者団体との協働を通じて、被害者の尊厳回復と障害者差別の是正を目指し、活動を継続中。

— 東京弁護士会人権賞の受賞、おめでとうございます。

新里・笠原・関哉：ありがとうございます。

— 優生保護法（強制不妊手術）の問題に関与するようになったきっかけは。

新里：2013年8月にサラ金被害者の会が何でも相談会を実施して、この相談会に来た飯塚さん（活動名）が16歳のときに子供を産めない手術をされたという話をされた。当時は優生保護法のことは全く知らなかったけど、直感としておかしいなと思いました。

— その後どのように展開されたのでしょうか。

新里：彼女は、子供を産めない手術をされたといいながらも、戸籍上は実子がいることになっていた。当時は育てられない子供を闇であっせんするということが横行していた。彼女にも戸籍上には実子が載っている。証拠の壁からすると、とてつもなくしんどいなという気はしました。

ただ、2010年に仙台弁護士会（以下「仙台会」）の

会長をやって、日本弁護士連合会（以下「日弁連」）の人権救済の枠組みが少しは使えるという思いもあったので、選択肢の一つだとは思いました。

— その後どのように展開されたのでしょうか。

新里：仙台会ではなく日弁連に人権救済の申立てをしたかったので、ほかの被害者がいないかと思って探したんだけど、やっぱり出てこないんですよ。被害者は声を上げられず、各地で孤立しているような状況ですよね。そうなる、自分でやるしかないとなり、2015年6月に当時うちの事務所にいた3人の弁護士で日弁連に人権救済の申立てを行いました。

— その後どのように弁護団にまで輪が広がっていくのでしょうか。

新里：広がっていくのは、2017年2月の日弁連の意見書*1からですね。

人権救済申立て時点（2015年6月）では弁護士の広がりはないけれど、申立ての1週間前に共同通

*1：旧優生保護法下において実施された優生思想に基づく優生手術及び人工妊娠中絶に対する補償等の適切な措置を求める意見書（2017年2月16日 日本弁護士連合会） https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2017/170216_7.html

信が大きな記事を書いてくれて、申立当日には日弁連にテレビカメラが4~5台入っていた。「こんなにカメラが来るの?」とびっくりしましたね。その日に院内集会をやらせていただいた。ただ、与党の方は来なかった。そして2017年2月までは私が1人でやったという感じでした。

— 結論として、人権救済申立ては却下ということでしたね。

新里：やっぱり証拠がない。ただ、個別事案として勧告はできないけど、事案としては無視できない。だから、却下ではあるけど、一般論としての意見書は作っていただいた。

話は戻って、人権救済申立て（2015年6月）がメディアで大きく取り上げられた。これが2017年2月の意見書の採択にもつながった。意見書採択の日弁連の記者会見には、メディアが殺到したらしくて、翌日にはNHKの『おはよう日本』で特集の映像が流れました。これがすごくインパクトがあって、うちの事務所が出たわけじゃないけど、うちの事務所を調べて電話がきた。そのうちの1人が、後に初めて提訴して原告となる方の義理のお姉さんでした。

— 人権救済申立てを行った1件目は却下の結論であったけど、その報道をきっかけとして、後に初提訴することになる原告の方と繋がったということですね。

新里：そうなんです。情報開示で強制不妊手術の台帳が出てきて、遺伝性の知的障害とあった。それで厚労省に要請に行ったけど、厚労省は動かない。やっぱりやるしかないと思ったのが2017年7月。

2017年7月に障害者支援団体が優生保護法問題を考えるシンポジウムを仙台でやってくれたんですね。僕は基調講演を頼まれて、最後のあいさつのときに、司会から急に振られ、「今後どうするんですか」と言われて、「国賠の裁判しかないかもしれませんね」ということをぼろっと言った。言ったことで、自分の決断がついたみたいなのがあった。

— 弁護団の輪はどのように広がっていくのでしょうか。

新里：2017年9月からです。仙台会の当時の両性の平等に関する委員会の委員長を通じて、両性の平等に関心のある人、障害の問題をやっている人に呼び掛けて集めてもらいました。ただ、まずは仙台会だ

けでした。

笠原：当初は、女性の問題としてやっていましたが、次第にこれは女性だけの問題じゃない、障害者の問題だろうということになって、障害者の問題をやっている人にも呼び掛けて広まりました。

— 全国弁護団の結成は2018年5月ですね。

新里：それは提訴してからです。当初は全国弁護団なんて考えてなかったですよ。ただ、提訴の準備中にホットラインをして、全国的に広げようよという思いがあり、日弁連の人権委員会・差別禁止部会にも声を掛けた。ホットラインは非常に評判がよくて、各地の被害者、各地の弁護士と繋がりました。

— 訴訟提起に至るまでの経緯はどのようなものだったのでしょうか。

新里：一番のネックは、平成元年判決*2の除斥の壁ですよ。そこで考え出したのが、立法不作為の違法を認めた平成17年の最高裁大法廷判決*3。

本件でも、どこかの時点で立法すべき作為義務があって放置したんだから、立法不作為の違法の問題だと。除斥の壁を越えられると思わなかったので立法不作為でやろうとって、話がまとまったところで、2017年12月の毎日新聞の一面で1月提訴へという記事が出ちゃうわけですよ。びっくりしました。僕のところにもメディアから電話がいっぱいかかってきました。

— 実際に提訴する数か月前に先行して記事が出たのですね。

新里：そうです。自分たちが思っている以上に社会的にこれは許されない事件だなということを、かえって確信したわけです。そういうこともあったから、僕らが提訴するだけじゃなくて、全国に被害者がいるなら広めなきゃだめだと。こんなに大きく取り上げられるとんでもない事件なんだということを、かえってマスコミから勉強させられたわけです。

— 全国弁護団の活動はどのようなものだったのでしょうか。

新里：やっぱり裁判をどう勝っていくかというのが一番だったんじゃないですかね。その後はいろいろありますけれども、まずは何よりも裁判のこと。

笠原：当初は仙台の訴訟が先行していて、東京、兵庫、

* 2：最一小判平元.12.21民集43.12.2209

* 3：最大判平17.9.14民集59.7.2087

札幌など、各地弁護士で理論構成し、全国弁護士会議でもすり合わせをして、ただ、みんなが一律ではなくて、批判もされて、うちはその法律構成は取らないということもありました。ただ、証拠や資料はみんなで共有しあって、いいものは出し合うという方針でした。

— 地裁で一審判決が出る前の段階で、一時金支給法*4 (2019年4月成立) ができましたね。

新里：最初の仙台の訴訟が2019年3月20日に結審しているんです。その後4月24日に一時金支給法が成立して、翌月の5月28日に判決だったんですね。それで、訴訟経緯、何か裁判長の話からすると勝てるんじゃないかという雰囲気があった。憲法違反はもう認めそうな雰囲気だったのに、それが何か日和ったかのような判決になった。仙台のメインの主張は立法不作為です。立法ができちゃったんです。俄然、裁判所が変わっちゃったと思いました。

— 最高裁で大法廷回付の連絡を受けていかがでしたか。

新里：2023年11月1日でしたね。ちょうどその日に国会の脇で大集会をやった後でしたね。各弁護団の事務局長に最高裁から電話がかかってきて、大法廷に回付されたいよという話がきました。

— 大法廷に回付されて、勝てるという感触でしょうか。

新里：全国で当時残っていた裁判で負けて残っていたのは、仙台高裁だけなんです。そういう意味で、オセロじゃないけど、始めは黒ばかりだったのが、どんどん白に変わって行って、仙台高裁だけが黒だったという状況で、最高裁を迎えたということなので、これで負けるわけじゃないよねという感じですよ。

— 大法廷では障害者への配慮もなされたとのことですが。

関哉：最高裁の調査官と書記官と何度も最高裁内で会議を重ねて、現場も見て、ここはちょっとバリアーがあるとか、ここはどんな声掛けをした方がいい、ここに人がいた方がいいとか、いろいろ調整をして当日を迎えました。

— 弁護士の方からの働きが大きかったのでしょうか。

関哉：きっかけはそうかもしれないですが、最高裁に

も対応要領というものがあって、それに基づき合理的配慮を実施しなければいけないということと、障害のある人が参加できるようにということを最高裁も真剣に考えてくれた。

新里：ただ、僕はちょっと違って、最高裁の正面から入りたかったんですよ。車いすで正面玄関に入って行って、勝って正面玄関から出てきたかったんですよ。だけど、二十何段かの階段があって、そこにスロープはできないから無理と言われてしまって。

— 大法廷の判断*5は、戦後13件目の法令違憲判決であり、制定当初から法令違憲というのは初とのことですが、これを勝ち取られた感想は。

新里：尊属殺だって、あんなのひどいよねと思えばその通りだけど、つくったときから違憲だと判断してないわけで、社会が変わってくる中で違憲だという判断でした*6。今回は誰が考えたって当時から違法だ、違憲だということだから、それを勝ち取れたという意味では素晴らしいかなと思います。

— 今なら誰がみても違憲と考えそうな法律が、当時はよく通っていましたよね。

新里：残念ながら障害者に権利がなかったんじゃないですか。特に一番の被害者は、データ的にははっきりしないんだけど、精神に障害をお持ちの方ですよ。座敷牢に入れられた時代からあって、やっぱり権利を認められてこなかった中、戦後大陸からの引揚者が殺到する等人口が増加していく中で、精神障害及び知的障害をお持ちの方というのは邪魔な存在だというのが残っていたんじゃないですかね。

今からすると、とんでもないことが当時は全会一致で法律ができるんですからね。今回、翻って考えると、何でもここまで出来たのか、盛り上がったのかも含めると、障害者権利条約が大きい。それまで障害者の権利ということをまともに認めてこなかったのが、やっと2014年に、権利者として認めるということが確立した。それなのにこんなひどい被害がまだ消せてないのかということで、障害者の団体も怒っているし、メディアも怒っている。そういう風潮の中で、やっぱり当時からおかしかったんだよなという、そこまでの植え付けができるぐらいの運動ができたんだろうなと思いますよね。

* 4：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）

* 5：最大判令6.7.3民集78.3.382ほか計5件の大法廷判決

* 6：最大判昭48.4.4刑集27.3.265

— 2024年7月に最高裁判決が出て、10月に補償法*7が成立したのは早いんですね。

新里: 早かったですね。何かととん拍子でいった感じですね。謝罪をして補償しようという大きな流れが政府、それから議連にもあった中で、ずいぶん被害者の声も聞いてくれました。

— 補償法のもとでの「サポート弁護士」は具体的に何をするのでしょうか。

新里: 事情を聞いて、それから証拠を集めたりします。

笠原: 宮城では、証拠、記録が結構あるんです。だから選任されたらまず証拠があるかどうか問い合わせ、あるとなると、申請書を書いたり、そういうお手伝いをするんですけど、ないとすると証拠集めをしなきゃいけない。そこがやっぱりサポート弁護士の出番なのかなと思います。

— 今後、弁護士会に望むことは何でしょうか。

新里: 人権の救済を支援する弁護士を金銭や情報として支えるような体制が日弁連の中にあっていいんじゃないかなと思います。例えば、日弁連の中では消費者被害救済基金というものがあるんです。これは各弁護士団が消費者事件をやって勝ったときに少しお金をプールして使えるような仕組みにしてあるんです。

そういう意味のお金の手当て。みんな手当てで持ち出しでやるわけだから、やっぱり大変じゃないですか。それを少なくとも支えるような「日弁連人権救済基金」みたいなものがあって、そこに文献だとか資料があったりすると、いわゆる知恵の方でも支えてくれる。金と知恵で支える、そういうものがあって欲しいなと強く思います。

— 個々の弁護士に対してはいかがでしょうか。

新里: 自分の感性を磨いていってすごく大事なことです。例えば、AIというのは、結局過去の事例を組み合わせていくわけでしょう。もしAIに優生保護法問題の診断をさせたら、勝訴率0.0何%と出てきたんじゃないですかね。だけどおかしいと思ってやっっていく中で変わっていく場合もある。

今は少なくなってきたけど、僕らは弁護士団の活動をすごくいっぱいやらせていただいて、普段考えられないことを、先輩たちがやっている中で学ばせていただいた。それが自分の蓄えになっていく部分がある。勝てるか勝てないかじゃなくて、これはひどいよねと

思う感性だけは弁護士として養っておかないと、それがないと先に進まないじゃない。「これ無理だよ」と言ってしまうば終わりなんだけど、これはひどいと思ったときに、やらない選択、理由づけじゃなくて、やれる選択、理由づけを考える。やっぱりそこを磨く感性みたいなものは、いろいろな事件をやりながら感じていくしかないのかなと思ったりもします。

— 活動のやりがいほどのようなものでしょうか。

新里: あのとき、これは除斥だから、証拠がないから無理だと言わなくてよかったと思いますね。もう僕は73歳だし、後輩にバトンを託するにあたり、自分のところで少しは上乘せできたかなと思います。皆さんと闘って素晴らしい判決をもらったので、個人的にはすごくよかったなと思います。

— 残された課題、今後の活動目標は。

新里: そういう意味では今でも国との協議の中で、僕自身からすると2つある。

1つ目は、国から独立した人権救済機関の設立。国連から何度も勧告されている。そういうものがあつたら、飯塚さんなど優生保護法被害者が早期に救済されたのではないかなと思っています。

2つ目は、教育の中でこれだけひどいことをされたのであれば、教育の中できちっと優生手術被害、優生保護法被害というものを明記するような作業が必要なのかなと思いますよね。やっぱり教育はすごく大事なかなと思いますよね。優生思想がなくなるのは簡単でないのはその通りだけど、やっぱり努力はしないとダメかなと思います。

— 本年10月8日開催予定の日弁連人権擁護大会（開催地：仙台市）のシンポジウムについてのご案内をお願いします。

関哉: 仙台は優生保護の象徴の地なので、まず優生保護法に関連するこれまでの総括をしたいと考えています。優生保護法やハンセン病の問題を含め、弁護士が埋もれた人権にどのように取り組んでいくかということについて、必要な視点とかスタンス、必要な制度などを考えるシンポジウムを予定しています。また、優生保護法に深く関連する優生思想についていろいろな角度から考えられるシンポジウムを行いたいと思います。ぜひ多くの方に足を運んでいただきたいです。

* 7: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）

市原青年矯正センター見学報告

刑事弁護委員会 委員 前原 潤 (72期)

2025年11月27日、司法福祉部会の会員を中心に、市原青年矯正センター（以下「本センター」という）を見学した。

1 沿革

本センターは、もともとは「市原学園」という少年院であったのを、2023年に少年刑務所に転用した、全国で唯一の「少年院転用型」の少年刑務所である。

2020年に採択された法制審議会諮問第103号に対する答申を受けて、「特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行う」ものとして位置づけられたのが「少年院転用型」である。

2 収容要件

主な収容要件は、①犯罪傾向が進んでいない男子受刑者（刑事施設の収容が初めて）、②執行すべき刑期がおおむね5年以下、③おおむね26歳未満、④知的障害、発達障害等を有している者やこれらに準ずる者であって社会適応のための訓練を要する者、⑤集団処遇を実施することが可能、といったものである。

収容定員は72名だが、見学時の収容人数は35名であった。受刑者全員が知的障害・発達障害を有しているか境界知能とされているとのことであった。

3 処遇の特徴

(1) 手厚い職員配置

職員定員は収容定員とほぼ同数の70人であり、そのうち3分の2が刑務官、残り3分の1が医療・福祉・心理・教育等の専門職であり、人数的にも手厚く、多職種連携により障害特性に配慮したサポートを行っている。複数担任制を導入しており、1人の受刑者に、刑務官と教育専門官の2名が担当についている。

受刑者との密な関係性を構築することが必要となることから、全国でも3か所しかない、全職員が名札をつけている刑

務所である。

(2) 半開放処遇

寮の各個室には、鍵がついていない。私たちの見学時も、各個室の扉が半開きで、受刑者の方々が机に向かって課題に取り組んでいた。

時間管理能力を養うことを目的として、一人一人に置時計を貸与しており、起床や点呼などの号令はなく、受刑者は自分で目覚ましをかけて起きたり出寮時間を管理したりしている。

(3) 個別的な指導の充実

障害特性に応じた特別プログラムを行うほか、入所時と釈放前の段階で自分自身の性格や対人関係の特徴に気づかせる自己理解指導を行っている。また、個別面接も頻繁にある一方で、希望者にはさらに、オープンダイアログ（本人とチームメンバーとの対話を中心に据える精神科医療のアプローチ）の手法を採り入れた面談で受刑者の悩みを整理している。

日記指導も毎日行っている。「一日を振り返って感じる気持ち」「悩んでいること、相談したいこと」など、フォーマットがあり、複数の職員が日記にコメントを記載する。こうした文字による対話と他の指導を組み合わせ、自分の気持ちに気づいたり相談をしたりする練習をするとともに、事件についても抽象的な反省に留めず、深く自分で考えられる力を養っている。

4 見学を振り返って

質疑応答の中では、特に予算の関係もあり、こうした手厚い少年院転用型の刑務所が増える見込みは今のところないとの話があった。軽度の知的障害者等は本センターに入所し、重度であれば医療刑務所となる一方で、中程度の障害のある受刑者の受け皿がないため、一般の刑務所に収容せざるを得ないといった課題も語られた。

拘禁刑の趣旨も踏まえ、障害のある受刑者に対し、その特性に応じた手厚い処遇が本センターに留まらず広く行われるようになることが望まれるところである。

憲法訴訟のいま

第11回 学術会議会員の任命拒否理由の開示を求める 情報公開請求訴訟 その1

学術会議会員の任命拒否理由の開示を求める弁護士・会員 米倉 洋子 (43期)

1 はじめに

今回から全4回、「憲法訴訟のいま」で学術会議会員の任命拒否理由等の開示を求める情報公開訴訟について書かせていただけることになった。この訴訟は、任命拒否そのものの違憲性を争う訴訟ではないが、論点の中には、学問の自由、知る権利、自己情報コントロール権、行政の透明性（国民主権）など憲法問題が多く含まれている。第1回はこれまでの経緯を駆け足でご説明することとする。

2 学術会議会員の任命拒否

2020年10月1日、菅義偉内閣総理大臣（当時）は、日本学術会議（以下「学術会議」という）が推薦した105名の会員候補者のうち6名の任命を拒否した。

学術会議は、科学者が戦争に協力したことへの反省に立って（学術会議第1回総会決議参照）、1948年制定の「日本学術会議法」により設立された国の「特別の機関」であり、政府に対する科学的助言を「独立して」（3条）行うことを任務とする（なお、2025年6月11日、1948年の「日本学術会議法」を廃止し、学術会議を「特殊法人」とする新「日本学術会議法」が成立したが（施行は2026年10月1日）、本稿では1948年の法律を「日本学術会議法」と呼び、その制度について説明する）。

日本学術会議法は、学術会議の独立性、特に人事の自律性を強く保障し、会員は「優れた研究又は業績のある」候補者を学術会議が内閣総理大臣に推薦し（17条）、内閣総理大臣はその推薦に基づいて会員を任命するとされ（7条2項）、歴代の内閣総理大臣は学術会議の推薦のとおり会員を任命してきた。国会でも「内閣総理大臣の任命は形式的」との政府答弁

が重ねられており、2020年の任命拒否はまさに前代未聞の出来事であった。

3 情報公開請求

任命拒否に対しては1000を超える学会等を含む約1300の団体（日弁連やほぼ全ての単位弁護士会を含む）が抗議声明を挙げ、国会もメディアも連日取り上げた。学問の自由に対する侵害であるとの任命拒否に対する批判はもちろん、政府が任命拒否の理由や意思決定過程について全く説明責任を果たさないことに対しても強い批判が巻き起こった。

こうした声を受け、2021年4月26日、法律家（弁護士と法学者）1162名が情報公開請求を、任命拒否当事者6名全員が保有個人情報開示請求を、それぞれ政府（内閣官房3部署、内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長）に対して行った。

4 審査請求と情報審査会の答申

2021年6月末までに決定が出揃ったが、「任命拒否の根拠・理由がわかる文書」については、全ての請求先が「不存在」を理由とする「不開示」決定を行った。内閣府は黒塗りだらけの一部開示文書も出してきたが、ほとんど意味のわからない文書であった。

そこで同年8月、審査請求を行い、約2年後の2023年8月、総務省「情報公開・個人情報保護審査会」が詳細な答申を出した。答申は、6人に対する「存否応答拒否」処分を取り消すべきだとしたほか、多くの黒塗りを開示すべきとした。この答申に従って処分庁が文書を一部開示した結果、何点かの重要な事実が判明した。

最も注目すべき事実は、任命拒否された6名の氏名

が、まだ学術会議が会員候補者を選考中だった2020年6月12日の時点で、「任命権者側」によって特定され学術会議事務局に「伝達」されていた事実である(右図参照)。推薦する会員候補者が確定するのは7月9日の学術会議総会と決まっていたから、上記「伝達」は「この6名を推薦から外せ」という政治介入以外の何物でもない。ちなみに、まだ安倍政権の時代であった(菅義偉が内閣総理大臣に就任したのは同年9月16日)。しかし学術会議は8月31日、この6名を含む105名を推薦した。そこから、10月の任命拒否が起こったのである。

こうした成果はあったが、答申は、「任命拒否の根拠・理由がわかる文書」については「不存在」との政府の説明を覆すことはできず、「不開示妥当」と結論づけてしまった。また黒塗り部分も多く残った。ただし答申は長文の「付言」で、内閣官房及び内閣府の文書不作成は「妥当性を問われる」との厳しい指摘をした。

5 情報公開請求訴訟

答申を経ても任命拒否の理由や意思決定過程を明らかにする文書が全く開示されなかったことから、2024年2月20日、法律家166名が「行政文書不開示処分取消等請求訴訟」を、任命拒否当事者6名が「保有個人情報不開示処分取消等請求訴訟」を、それぞれ東京地裁に提起し、不開示処分の取消と国家賠償を求めた。両事件は民事38部で併合審理されている。

メインの主張は、公文書管理法の施行下、任命拒否に関する文書が「不存在」のはずはないから不存在を理由とする不開示処分は違法であり取り消せというものであり、あわせて一部不開示処分の取消も求め

R2.6.12

氏名	定道	哲学・京都大学大学院文学研究科教授
加藤	謙子	史学・東京大学大学院人文社会系研究科教授
岡田	正則	法学・早稲田大学教授法学学術院教授
小澤	隆一	法学・東京慈恵会医科大学医学部医学科教授
松宮	孝明	法学・立命館大学大学院法務研究科教授
宇野	重規	政治学・東京大学社会科学研究所教授

ている。国家賠償請求は、主的には文書が「本当は」存在する場合に不開示処分をした行為の違法、予備的には「本当に」文書を作成せず、あるいは廃棄した行為の違法を主張するものである。

提訴から約2年間、被告国は「逃げ」の姿勢が顕著であり、あまりにも不明確な主張を繰り返してきた。そこで原告側は2025年12月23日の第9回弁論で詳細な求釈明書を提出し、被告の回答を待っているところである。

期日は毎回103号大法廷で開かれ、多くの市民と法律家が傍聴席を埋め、常に関心の高さを裁判所にアピールしてくれている。近時、「アベノマスク判決」や2025年6月の2つの最高裁判決など、情報公開に関しては、原告側にとって裁判所に良い風が吹いている。本訴もこの風に乗って、政府に説明責任を果たさせたい(2026年2月6日記)。

- 全訴訟資料はCALL4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=10000146>) に掲載
- 米倉洋子「任命拒否問題は終わらない」(『地平』2024年10月号) 参照

法律家のための税法知識

第12回 役員・従業員が不正を行った場合の法人に対する重加算税の適用

税務特別委員会 委員 三宅 智啓 (71期)

1 問題の所在

法人の役員や従業員が、当該法人の名義や法人の事業活動を利用して、不正を行ったとき、当該不正行為自体も当該法人の事業活動であると考えた場合、当該法人の利益計算に影響が生じることがある。

例えば、①不正行為者が架空経費を経費精算した場合や、②不正行為者が取引先から不正なリベートを受領した場合がある。①の場合、法人から不正行為者に金員が移動したのみであるため、当該架空経費は費用として計上してはならないことになる。また、②の場合、リベートを収益として認識することになるため、売上として認識しなければならないことになる。

税務調査の過程でこうした不正行為が発覚した場合、当該不正行為が隠蔽偽装行為に該当するとして、重加算税の適用が問題になる(国税通則法68条)*1。

2 2つのアプローチ

不正行為者と納税者との同視については、①不正行為者が不正行為者の地位や権限に基づき行われたことに着目する考え方(地位権限アプローチ)と②法人あるいは代表者の不正行為を防ぐための管理監督が不十分であったことに着目する考え方(監督責任アプローチ)がある。ただし、これらは排他的なものではなく、両方を必要とする考え方もある。

地位権限アプローチは、法人の経済活動等が「組織として行われ」ていることから、「組織内の構成員が、内部的に一定の権限を与えられ、当該権限に基づいて、自らの裁量判断によって行う行為」は「法人の行為」とみなすものである(広島高判平成26年1月29日訟月61巻4号811頁より、後掲酒井克彦「役員・従業員の不正行為に係る重加算税の賦課—組織実態アプロ

ーチと不正行為認識論—」174頁～180頁参照)。

監督責任アプローチは、「重加算税制度の趣旨から、合理的な努力によって回避できる程度の隠ぺい又は偽装工作による過少申告については、法人がこれを未然に防止することが求められており、それを担保する手段として重加算税制度が置かれている」との理解を前提に、選任監督上の注意義務違反を問うものである(後掲采木俊憲「法人に対する重加算税の賦課について—従業員の不正行為に起因する場合を中心に—」110頁)、後掲川神裕「判解」最判解民事篇平成18年度(上)599頁参照)。

3 裁決・判例の傾向

(1) 最判平成18年4月20日(民集60巻4号1611頁)

最判平成18年4月20日(民集60巻4号1611頁)は、納税者本人以外が隠蔽偽装行為を行った場合の重加算税の適用に関するリーディングケースであり、以後多くの裁判例で引用されている。

本判例は、「納税者が税理士に納税申告の手続を委任した場合についていえば、納税者において当該税理士が隠ぺい偽装行為を行うこと若しくは行ったことを認識し、又は容易に認識することができ、法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたにもかかわらず、納税者においてこれを防止せずに隠ぺい偽装行為が行われ、それに基づいて過少申告がされたときには、当該隠ぺい偽装行為を納税者本人の行為と同視することができ、重加算税を賦課することができる」と解するのが相当である。他方、当該税理士の選任又は監督につき納税者に何らかの落ち度があるというだけで、当然に当該税理士による隠ぺい偽装行為を納税者本人の行為と同視することはできないとはいえない。」と述べており、監督責任アプローチに親和的である。

*1：ただし、そもそも、不正行為が行われた場合、法人は被害者であるため、当該法人に重加算税を課すことには異論もあるところである。

(2) 近時の裁決例・裁判例

近時の裁決例・裁判例は、不正行為者が役員等の重要な権限を有する者である場合と従業員等の従属者である場合とで判断枠組みを変えているように思われる。

前者の場合、不正行為の認識可能性を問題にすることなく、不正行為者の行為を法人の行為と同視する傾向がある（東京地判令和3年2月26日、国税不服審判所裁決令和元年6月20日、広島高判平成26年1月29日訟月61巻4号811頁）。認識可能性がない場合、管理監督責任に過失があるとは言い難い。そのため、監督責任アプローチは取られていないと考えられる。

後者の場合、「①その従業員の地位・権限、②その従業員の行為態様、③その従業員に対する管理・監督の程度等を総合考慮して判断するのが相当である。」（国税不服審判所裁決令和6年1月10日より）としつつも、法人の行為と同視することが否定された事例では、不正行為が従業員の権限外であったことを理由としており、従業員の地位・権限が重視されているように思われる（国税不服審判所裁決令和元年10月4日、仙台地判平成24年2月29日）。

したがって、近時の裁決例や裁判例は、地位権限アプローチを重視しているように思われる。前者と後者の違いは、不正行為者が役員等の重要な権限を有する者である場合、その権限が包括的であることによるものと整理できると思われる。

4 私見

私見は、次のとおりである。そもそも、重加算税は、隠ぺい偽装行為が要件であるため、いわば故意犯である。したがって、注意義務違反を捉える監督責任アプローチは馴染まない。

この問題は、法人の構成員である役員や従業員が

権限や名義を逸脱濫用した場合に、当該逸脱濫用行為を法人の行為と扱うことができるか、という法人の行為論に帰着すべきものとする。そのため、地位権限アプローチが正当と思われる。

前掲最判平成18年4月20日は、税理士という外部の専門家が不正を行った事例であるため、法人の構成員である役員や従業員が不正行為を行った場合とは事例を異にする（なお、後掲川神裕「判解」最判解民事篇平成18年度（上）598頁から600頁も、個別委任型の第三者が不正を行った類型であることを前提に議論を行っている）。

本事例において、当該税理士は納税者を代理して申告を行っている。したがって、当該税理士の行為は、当然に、法人の行為である。しかし、税理士は、専門職として、専門性に基づく誠実性と独立性を保持すべき立場であることから、納税者が税理士を信頼することは当然である。この特殊性があったことから、本事例は、期待可能性をさらに問題にすべき事案であり、そのため管理監督責任を果たしたことによる免責が問題となったと位置付けるべきと思われる。

5 参考文献

- 川神裕「判解」最判解民事篇平成18年度（上）579頁（2009）
- 川田剛「判批」ジュリスト1457号130頁（2013）
- 酒井克彦「判批」ジュリスト1573号153頁（2022）
- 本田光宏「判批」TKC税研情報33巻2号49頁（2024）
- 水野忠恒「判批」税務弘報72巻8号69頁（2024）
- 采木俊憲「法人に対する重加算税の賦課について—従業員の不正行為に起因する場合を中心に—」税大ジャーナル17号97頁（2011）
- 酒井克彦「役員・従業員の不正行為に係る重加算税の賦課—組織実態アプローチと不正行為認識論—」商学論纂62巻1・2号173頁（2020）

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第43回 非弁問題に対する対応

司法改革総合センター委員・東京弁護士会歴史研究会 田中 みどり (47期)

1 昭和30年代においては、財団法人法律扶助協会の財政難により、年間の潜在需要数の約1割程度しか対応できていないことや、報酬が低廉に抑えられ、弁護士の奉仕と犠牲のもとに運用されている国選弁護士制度に関する諸問題が議論されるようになっていたが、経済の高度成長や国際化の流れの中で、社会や法律制度が複雑化すると、そのひずみの中で、非弁活動（以下「非弁活動」という）が集団化・組織化し、活発となってきた。

2 弁護士法72条は、弁護士の有する専門的知識と、弁護士以外の第三者による公正・慎重な懲戒制度を有する弁護士資格制度に対する信用を前提に、非弁活動を一律に規制しているが、すでに昭和8年には、罰則付きで禁止されていた。

非弁活動、といっても、様々な類型があるが、昭和40年代に特に問題となったものを紹介する。

3 外国人弁護士

旧弁護士法は、「相互の保証あるときに限り司法大臣の認可を受け外国人又は外国法に関し」弁護士活動を認めていたが、新弁護士法では無制約となったので、昭和30年の法改正により改めて制限されたが、最高裁の承認を受けた外国弁護士有資格者は、「準会員」として引き続き弁護士資格が認められた。

昭和40年頃、日本経済が発展し、国際貿易も拡大していたため、日本は有力な市場として注目されるようになった。そのため、準会員の一部の者が、最高裁によって制限された範囲を超えた法律事務を行う事例、あるいは、日本の弁護士資格を有しない無資格外国人弁護士による非弁行為の事例が発覚した。

そこで、日本弁護士連合会非弁取締実行委員会が調査を開始し、当会を含む東京三会も実態調査を行った。日弁連は、この実態調査の結果を踏まえて、「外国人非弁活動防止に関する基準」を制定した。ま

た、昭和53年には、東京三会非弁合同委員会が設置され、問題事例について具体的な調査を行うとともに、勧告・告発などの措置を検討した。

なお、外国人弁護士に関しては、現在は、「外国法事務弁護士」制度として整えられている。

4 交通事故の示談代行

外資系損害保険会社の社員などが、保険契約者である交通事故の加害者代理人となり、被害者と直接示談交渉し、低額で解決を図ろうとするケースが増加した。また、保険金の請求・示談代行を行う示談代行業者（いわゆる事件屋）も後を絶たない。

さらに、「保険士」問題が勃発した。業界団体の一定の講座の受講生等に保険士なる私的資格を与えようというものであるが、これは非弁活動を行う危険性が極めて高いものと認められたため、日弁連を中心に大規模な反対運動を行った。

5 元弁護士及び事務員の非弁活動

弁護士資格を失った元弁護士が法律事務を行うケース、元弁護士事務員が法律事務の周旋や和解交渉を行ったケース、特定少数の弁護士が、東京地裁の弁護士控室を事務所代わりにし、事務員に示談交渉、保釈申請手続き、保釈保証金・示談金名下の金員の請求及び受領を任せていたケース等が発覚したが、当会は、しかるべき措置を行った。

6 民暴事件

暴力団がその資金源として、債権取立・倒産整理・交通事故の示談などの各種民事紛争事件に介入し、暴力を背景に不合理な解決を強い、その結果、悲惨な結果をきたしている事例が増加し、社会問題化した。そこで、日弁連は、昭和55年に民事介入暴力問題対策委員会を設置し、当会も積極的に協力することとなった。



こんな活動しています ~法律研究部・同好会~

vol.13 棋友会

○●さあ、白黒つけましょう●○

会員 菅 芳郎 (45期)

当会の公認同好会の栄えある第1号は、囲碁の同好会の東弁棋友会です。

東弁棋友会は、弁護士会館4階の第二会員室で、随時誘い合って対局していますが、毎月第1火曜日と第3水曜日の午後6時から、自由対局の定例会が開催されています。終了後は、任意参加の楽しい反省会という名の酒盛りもあります。

そして、定例会の日には、初心者の方も一から手ほどきしてもらえ入門者指導も行われています。

また、夏と冬には、麴町のダイヤモンド囲碁サロンで、囲碁大会も開催されています。優勝・準優勝・3位に賞品が出るほか、成績優秀者は、会員の賛同のもとで、昇級・昇段も認められます（あくまでも、棋友会内でのものですが）。

囲碁の魅力（魔力？）について、少し考えてみます。うまく説明できませんが、広い盤面に自由に作戦を練って石を打ち、相手との読み比べのスリルがあり、失敗をしても粘っているとやがてチャンスもやって

くるし、優勢を意識しすぎると守りに入ってしまい、甘い手を打って逆転（自滅）などという、そう、一局の中に人生の縮図がある、そういうところにあるように思います。



さあ、皆さん、一緒に碁を打ちましょう。初心者の方も、優しい指導が受けられます。

なお、法曹界には法曹囲碁連盟という裁判官、検察官、公証人、弁護士の囲碁愛好者の団体もあり、毎年11月23日に法曹囲碁大会が開催されています。こちらにもお気軽にご参加ください。

詳しくは、総務課までご連絡ください。もちろん、いきなりふらりとお訪ねいただくのも大歓迎です。

*問い合わせ先：総務課 TEL 03-3581-2204



こちらから読んでね

憧れのLIBRAギャラリー



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

66期(2012/平成24年)

“社会の血液”となるための1年間



会員 大嶽 雄輝 (66期)

司法試験合格後、夢にまで見た修習地の選択では、福岡、札幌、以下、全て「お酒が美味しい地」を希望した。第一希望の福岡に決定したときは、人生初の一人暮らし、人生で初めて東京以外で暮らすこと、しかも福岡、という状況に興奮しすぎて、今振り返れば就職氷河期と言われる世代だったが、楽観的だったことを今でも覚えている。

当時は導入修習がなかったため、修習生活はいきなり実務修習地で始まる。合格後修習開始までのまだ何物でもない「修習予定者」という立場で行った就職活動や、福岡での物件を決めてやがて修習同期となる人たちとの飲み会に参加したときも、夢ばかりでとても楽しかったが、実務修習は「予定者」の期間とは比べ物にならないくらいに本当に充実し、楽しい時間だった。

特に第1クールの弁護修習は、その序盤に東京の法律事務所から内定をいただき弁護士の道が決まっていたこともあり、今にもつながる大切な時間であった。弁護修習中、実務指導担当だった石田光史弁護士（福岡県弁護士会）から、弁護士の役割について「社会を人間の体に例えると、法律は血管であり、弁護士は血管を流れる血液である」と言い、その言葉のとおり消費者事件から企業法務まで、幅広い社会、そしてそれぞれにおける弁護士の役割を学ばせていただいた。また、日中だけではなく、大濠公園でのマラソンの練習に並走させていただいたり、ご自宅に伺わせていただいたり、2カ月間だけではあるが、師弟のような特別な関係を築かせていただいた。後日談ではあるが、4年前に独立開業した際には、開業祝いまでいただいた。

その後の実務修習も実りが多かった。紙幅の都合で多くは記載できないが、刑事裁判修習ではまだ導入されただけの裁判員裁判で、評議の適切な進め方は何かを考えさせられた。

修習の終了間際、石田光史弁護士から「お礼は上に返すのではなく下に返して」と言われたこともあり、私も当会の司法修習委員会に所属して修習生のサポートを行っている。一昨年は副委員長も務めさせていただき、自分が弁護士としての経験をそれなりに積んできたことを実感したが、今年3月から始まる司法修習79期は私と13期の差で、これは奇しくも私と指導担当の差と同じであることに気づき、さらに感慨深くなっている。あんなに大先輩かつ学ぶところしかなかった師匠・指導担当に少しでも近づけているのか、と身が引き締まる思いである。

今回の執筆を機に充実した思い出を振り返ると、思い出に伴って教官や指導担当の方々、修習同期の友人たちの表情が浮かぶ。いろいろな表情が思い出される中で、社会の中でそれぞれの役割を果たしているという充実感に満ちた表情はより鮮明である。まさにそれぞれ法律やルールという「社会の血管」を担うことの自負であると感じるが、私も、関わった修習生から、充実感に満ちた表情として思い出していただけるよう、業務に励みたい。

66期司法修習が2013年11月に終了して早12年。コロナ禍でルーティンは乱れたが、10周年式典（熱海）が本年9月19・20日という日程で開催予定である。修習同期や教官の充実感に満ちた表情を見られるのが今から楽しみである。

『ジョジョ・ラビット』

2019年／アメリカ／タイカ・ワイティティ監督作品

愛国少年とユダヤ人少女

会員 真喜志 ちひろ (70期)

『ジョジョ・ラビット』
ディズニープラス スターで配信中
© 2026 20th Century Studios



僕はジョジョ・ベツラー。憧れのヒトラーユーゲントに入隊して参加したキャンプでは、僕たちアーリア人は他の民族よりも1000倍優秀だと教わった。僕は、キャンプの訓練でウサギの首を折ることができなくて、みんなから「ジョジョ・ラビット」と臆病扱いされて笑われてしまった。

そんな僕をいつも勇気づけてくれるのは、イマジナリーフレンドのアドルフ・ヒトラー。アドルフの言葉を信じて手榴弾の訓練に一番乗りしたけど、跳ね返った弾で顔と足を怪我して、親衛隊に入れなくなってしまった。

僕の家族は、ママとパパ、それにお姉ちゃん。けど今はママと二人きり。ママはいつも明るくて、「愛は最強の力よ」って教えてくれる。二人でダンスをしたり、自転車に乗ったりする時間は僕の宝物だ。僕は靴紐が結べないから、ほどけるたびに、ママがいつも結び直してくれる。

ある日、家の中に隠し扉を見つけたんだ。そこにいたのは、僕らが「怪物」だと教わってきたユダヤ人の女の子、エルサだった。通報したら、エルサを匿っていた優しいママまで捕まってしまう。僕は泣き、彼女を研究することにしたんだ。でも、知れば知るほど、彼女は僕と同じ、普通の人間だった――

本作の主人公は、ナチズムを純粋に信奉する10歳の少年ジョジョ。舞台は第二次世界大戦下のドイツで、物語はジョジョの視点で進む。ジョジョの妄想の中に現れるヒトラーは、コミカルで親しみやすい存在として描かれるが、それはジョジョが受けている洗脳の深さの裏返しでもある。

ジョジョの目に映る戦時下のドイツは、どこか明るく、のどかですらある。大人たちもユニークで、ファンタジーのような世界だ。しかし、物語の随所で、吊る

された人々や街を覆う悲惨な状況が差し込まれ、戦争がもたらす非情さを突きつけられる。現実決してファンタジーではない。戦争の影が色濃くなるにつれて、ジョジョが直面する世界は容赦なく重みを増していく。

自宅に匿われていたエルサとの交流を通じて、ジョジョが信じてきた世界観は静かに変化していく。年上のエルサに翻弄されながらも、ジョジョは、「ユダヤ人も自分と同じ人間である」という当たり前で大事な事実気づいていく。

ジョジョの母を演じるのは、スカーレット・ヨハンソン。父親がいないことを寂しがらるジョジョに対し、父親の役を演じてジョジョを笑顔にさせたり、ジョジョの靴紐を幾度となく結んだり、息子への深い慈愛にあふれている。クレンツェンドルフ大尉を演じるのは、サム・ロックウェル。厳格な軍人でありながら、ジョジョを陰ながら見守る温かな存在として物語を支える。ヒトラー役は、タイカ・ワイティティ監督自ら演じ、どこか憎めないキャラクターとして描かれる。

第92回アカデミー賞では作品賞含む6部門にノミネートされ、脚色賞を受賞した本作は、ユーモアの中に戦争の悲劇と人間の尊厳を鮮やかに織り交ぜた感動作である。

最後に、エンドロールの直前に映し出されるライナー・マリア・リルケの詩を引用する。

Let everything happen to you すべてを経験せよ
Beauty and terror 美も恐怖も
Just keep going 生き続けよ
No feeling is final. 絶望が最後ではない

ぜひ皆さんも、ジョジョと共に笑い、泣き、この物語を全身で受け止めてほしい。



宇宙カレンダー

会員 渡辺 敦史 (72期)

新年になったと思ったらいつの間にか新年度になっていた。気づけば1年の3分の1が終わっている。

年々、時の流れが早く感じる。これは、催眠術だとか超スピードだとかではなく、アインシュタインの相対性理論でもないが、「ジャンネの法則」という立派な名前が付いている。もっとも、どこかの能力者により本当に時が加速している可能性も否定はできないが、それは考えないでおく。

時間の有限性を意識する瞬間がある。言いようもない焦りを覚え、心が乱される。そういうとき、「インドの魔術師」こと天才数学者・ラマヌジャンだったら、素数を数えて心の平静を取り戻していたに違いない。しかし、普通は、素数を数え出したら逆効果であろう。

時間に翻弄される日々、ある時、「宇宙カレンダー」というものに出会った。これは、宇宙誕生からの現在に至る138億年間を、1年間に縮めたものである。これにはハッとさせられた。

1 1月～8月

1月1日0時0分0秒、ビッグバン（宇宙誕生）／同秒0000000000007、陽子・中性子の誕生／同秒00000002、原子核の形成／同時14分28秒、宇宙マイクロ波背景放射（宇宙の晴れ上がり）／同月6日、最初の恒星の誕生／同月8日、最初の銀河の誕生／同月21日、天の川銀河の形成

2 9月～11月

9月1日、太陽の誕生／同月2日、地球の誕生／同月4日、月の誕生／同月17日、海の形成／同月22日、最初の生命の誕生／同月30日、シアノバクテリア出現（光合成による酸素の発生）／10月29日、大酸化事変／11月9日、真核生物の出現（動物、植物の共通祖先）

3 12月1日～30日

12月5日、多細胞生物の出現／同月17日、カンブリア

爆発／同月19日、植物の陸上進出／同月21日、動物の陸上進出／同月26日、哺乳類の出現／同月30日6時30分、恐竜の絶滅

4 12月31日～23時59分58秒

12月31日19時30分、サヘラントロプス出現（最古の人類）／同日23時48分、ホモ・サピエンス出現／同時59分30秒、農耕開始／同分47秒、メソポタミア文明／同分49秒、クフ王のピラミッド／同分51秒、ハンムラビ法典／同分55秒310、ローマ帝国成立／同分56秒750、十七条憲法制定／同秒844、乙巳の変（大化の改新）／同分58秒078、守護・地頭の設置／同秒147、マグナ・カルタ制定

5 12月31日23時59分59秒

12月31日23時59分59秒033、江戸幕府成立／同秒392頃～、産業革命／同秒459、フランス人権宣言／同秒638、大政奉還／同秒695、国会設立／同秒708、民法施行／同秒743、サラエボ事件／同秒815、ポツダム宣言受諾／同秒819、日本国憲法施行／同秒870、アポロ11号月面着陸／同秒917、ベルリンの壁崩壊／同秒920、筆者、誕生／同秒928、阪神・淡路大震災／同秒943、同時多発テロ事件／同秒956、リーマンショック／同秒962、東日本大震災／同秒982、令和改元／同秒984、筆者、国会入会（弁護士登録）／同秒985、新型コロナ緊急事態宣言／同秒988、東京五輪開幕／同秒995、大谷選手50-50達成／同秒997、大阪・関西万博開幕

そして今、本稿（本誌5月号）の発行を迎えた。

宇宙の時間軸の前では、人の一生など1秒にも満たない。文明の誕生からも、たったの十数秒だ。人間の時間軸がいかに慌ただしいことか。そう考えると、時間に振り回される人生は勿体ない。

せめてコーヒーブレイクのときは、その一瞬に、無限の時を味わっていたい。

東京都平和の日を迎えて 空襲等民間戦災者に対する援護法の制定を改めて求める会長談話

本日は東京都平和の日です。1945（昭和20）年3月10日未明の空襲により、東京では一夜にして10万人の尊い命が奪われ、街は焼け野原となりました。東京都は1990（平成2）年、戦争の惨禍を二度と繰り返さないことを誓い、条例により3月10日を「東京都平和の日」と決めました。あれから81年を経た今日、東京は廃墟から活力ある大都市へと変貌しました。これは、平和のもとで社会が発展し、戦争の記憶を継承してきた都民の不断の努力によって実現したものです。平和を誓うこの日にあたり、戦争被害の未解決の課題に向き合うことは、私たちの責務です。

その課題とは、空襲等民間戦災者に対する援護法の制定です。軍人・軍属の方々には手厚い補償が行われているのに対して、空襲等民間戦災者の救済は取り残されたままとなっています。当会は昨年終戦の日の会長声明において、民間戦災者の救済は一刻の猶予も許されないと訴えました。しかし、その課題に向き合うために立案された民間戦災者に対する特別給付金の支給と実態調査等を内容とする超党派議員連盟による法案は、いまだ国会提出に至っていません。

一方で、前向きな動きも見られます。昨年11月6日の参議院本会議では、高市総理から、空襲被害者の筆舌に尽くしがたい労苦への認識が示され、議員立法の動きを注視しつつ、政府として何ができるかを検討する旨の答弁がありました。また、今年2月の衆議院総選挙に際しては、各政党から前向きな意見表明がなされ、自民党からは、戦後80年を迎える中で極めて重要な課題であり、被災者の高齢化を踏まえ対策が急がれるとして、超党派議員連盟と緊密に協議する姿勢が明確にされてい

ます。これらは、立法に向けた環境が整いつつあることを示すものです。

しかし、被災者のご年齢を考えれば、残された時間は多くありません。3月6日に議員会館内で開かれた集会では、日本弁護士連合会からも「空襲被害者への補償が実行されない限り、戦後は終わらない」との認識が示されました。

民間戦災者の救済は、国家による戦争被害の公平な回復であり、民間人の尊厳を守るためには、まずもって、過去に被害に遭われた方の補償を進めることが求められます。当会は、本日、東京都平和の日を迎え、改めて民間戦災者に対する援護法の早期成立を強く求めます。

私たちは、ウクライナ、ガザ、イラン等で続く戦争や武力行使により、多くの子ども達を含む民間人の生命と生活が破壊される実情を目の当たりにしました。国際社会における民間人保護と国際人道法の後退を含む法の支配の揺らぎを深く憂慮しています。国内外を問わず、民間人の尊厳を守る姿勢を示すことは、法の支配を支える基盤であり、私たちが歴史から学ぶべき核心です。二度にわたる世界大戦の惨禍の経験を受け継いだ私たちは、文明の基盤である平和と人間の尊厳を守り抜く責務を負っています。

戦争をしない、させないとの決意を新たにし、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、これからも平和を訴え続けることをここに表明します。

2026（令和8）年3月10日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から15年を迎えるにあたっての会長談話

2011年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から、本日で丸15年を迎えました。あらためて犠牲者の皆様に哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

当会は、これまで東京三弁護士会として復旧・復興本部を立ち上げ、電話相談、出張相談、原子力損害賠償紛争解決センターへの弁護士派遣などを実施し、被災された方々の被害回復に尽力してまいりました。

震災から15年が経過し、ハード面の復興が進む一方で、強く懸念されるのは被災・被害事実の「風化」です。2026年2月時点においても、全国で約2万6千人もの方々が避難生活を余儀なくされており、ふるさとを失い、不安定な状況に置かれている被害者が多数存在します。我々は引き続き、この現実に関心を持って向き合わなければなりません。

特に、福島第一原発事故の被害者については、医療を始めとする生活基盤への不安から帰還が困難となるなど、避難生活の長期化や被災者の高齢化に伴う切実な課題が今もなお続いています。また損害賠償問題も依然として完全な解決に至っておらず、その支援を継続していく必要があります。

さらに、被災者の真の復興を実現するためには、個々の悩みに応じたきめ細やかな「災害ケースマネジメント」の実施が不可欠です。2025年5月の災害対策基本法及び災害救助法の改正では、「場所の支援」から「人の支援」への転換や、救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加されました。当会は、この新たな法制度の趣旨を踏まえ、東日本大震災の被災地においても、孤立しがちな方々に対する災害ケースマネジメントと、これと両輪をなす福祉サービスの提供が今後も継続して力強く実施されることを求めます。

当会は、これまでの活動を通じて実感した、被災者に寄り添う「アウトリーチ」の大切さを胸に刻み、被災者・被害者の人権擁護のため、今後も全ての災害に関する諸問題について、国や関係機関に対する積極的な提言を行うとともに、復興途上の被災者・被害者に寄り添いながら、支援活動により一層力強く取り組んでいく所存です。

2026（令和8）年3月11日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

最高裁判所判決を受けた対応としての厚生労働省告示の撤回と 全ての生活保護利用者に対する平等かつ全面的な補償の実施を求める会長声明

- 1 2025年6月27日、最高裁判所第三小法廷は、2013年8月から3回に分けて実施された生活扶助基準の引下げ（以下「本引下げ」という。）に係る保護費減額処分の取消し等を求めた訴訟（大阪・愛知訴訟）の上告審において、本引下げの違法性を認め、保護費減額処分を取り消す判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。
- 2 本判決に対し、厚生労働省は、2026年2月20日、生活扶助費の追加給付を行うとして発出した告示（令和8年厚生労働省告示第43号。以下「本告示」という。）において、本引下げ当時の生活保護利用者の生活扶助費につき、①本判決で違法とされなかった「ゆがみ調整」による減額を維持しつつ、これに加えて、②本判決で違法とされた「デフレ調整」（-4.78%）に替え、下位10%の低所得世帯の消費実態との比較による新たな減額調整（-2.49%）を行うとした。また、大阪・愛知訴訟を含む同種訴訟の原告ら（ただし、判決が確定した者。以下「確定原告ら」という。）については、上記②による減額相当分について特別給付金（以下、本告示と合わせて「本対応策」と総称する。）を支給するとした。
- 3 しかしながら、本対応策には、本判決の趣旨を没却するものと言わざるを得ない。第一に、確定原告らについては、取消判決により、本引下げ前の基準による生活保護費との差額の給付請求権が生じているはずであるが、本告示は、その

権利内容を不利益に変更するものであって、憲法第29条に抵触する。第二に、上記②の新たな減額調整は、本判決に至る訴訟終盤において、被告の国側がデフレ調整を正当化する根拠として主張したにもかかわらず、本判決が採用しなかったものであり、第一の点と併せて本判決の拘束力（行政事件訴訟法第33条第1項）に由来する紛争の一次的解決の要請に反するものである。第三に、本引下げによる不利益は全ての生活保護利用者に及んでいるところ、確定原告か否かによって追加給付額が異なることは、生活保護の無差別平等原則（憲法第14条、生活保護法第2条）に反するものである。第四に、最高裁判所の判決の趣旨を没却するような対応を事後的に行政が行うこと自体が、三権分立の理念を蔑ろにしており、法の支配にも悖るものといわざるを得ない。

- 4 当会は、本判決後、2025年7月16日付で「生活扶助基準引下げを違法とした最高裁判所判決を高く評価し、引下げ分の補償措置、検証及び基準策定の改善を求める会長声明」を発し、早期全面解決を訴えてきた。今般、国及び厚生労働大臣に対し、違法な本告示を撤回し、全ての生活保護利用者に対する平等かつ全面的な補償を直ちに実施することを改めて求める。

2026(令和8)年3月24日
東京弁護士会会長 鈴木 善和

性的指向・性自認にかかわらず、すべての人に婚姻制度による法的保障を及ぼすことを 求める会長声明

同性カップルの婚姻を認めない現行法が憲法に違反し、違憲の法律を是正しない国会の立法不作為を違法だとする6つの一連の訴訟は、2026年3月25日に全事件が最高裁の大法廷に

回付され、早ければ2026年度中には最高裁判決が出されると見込まれている。

一連の訴訟では、札幌、東京（一次）、名古屋、大阪及び

福岡の5つの高裁が連続して違憲判決を下した。一方で、2025年11月28日、最後の高裁判決となった東京二次訴訟において東京高裁は、現行法は憲法第24条第1項、第2項及び第14条第1項のいずれにも違反しないとの合憲判決を下した。

当会は、2021年に「同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書」を採択し、憲法第13条、第14条第1項、第24条第1項及び第2項に基づき、同性カップルの婚姻を可能とする民法改正を求め、2023年にも、同性婚の法制化等を求める会長声明を発出した。

婚姻は、幸福追求の重要な選択肢であるという意義、親密な二当事者の関係を支える意義、子どもの利益に資する意義、社会的承認を受け社会の基礎を形成する意義等を有する人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であり、それゆえに憲法第13条・第24条第1項は婚姻の自由を保障した。現に多くの同性カップルが異性の夫婦と変わらない親密な関係を築いていることから示されているように、婚姻が重要な人格的利益であることに異性カップルと同性カップルとで違いはない。にもかかわらず同性カップルは婚姻が認められず、日々、種々の法的・社会的困難に直面し苦しんでいる。異性カップルであれば誰もが手にできる婚姻という重要な人格的利益を同性カップルであることを理由に剥奪される現状は、憲法の基本原理である「法の下の平等」、「個人の尊厳」の理念にも反するものであり、早急に法改正をすべきである。

東京二次高裁合憲判決は、現行の婚姻制度が「一の夫婦とその間の子」から成る結合体を想定したものであることを強調するが、子を持つ・持たない異性の夫婦においても自由であるし、同性カップルの婚姻を認めることで異性カップルの婚姻に支障が生じることなどないことからみても疑問がある。

このように当会は、一連の訴訟の5つの高裁による違憲判断を支持するものであり、東京二次高裁の合憲判断を残念なものとして受け止めている。

もっとも、東京二次高裁判決も単に現状を是認しているわけではなく、同性の者同士の結合関係を「同性の者同士の事実婚」として位置付けた上で、同性カップルが法的に保護されない状況が続けば、憲法第13条、第14条第1項違反の問題を生じることが避けられないと述べ、国会に法制化の審議を尽くすよう求めている。

国会は一連の訴訟の判決を真摯に受け止め、最高裁判決を待つのではなく、早急に同性カップルの婚姻を可能とする法整備を行わなければならない。

当会は、引き続き、一日も早く同性カップルの婚姻が実現するよう努力を続ける所存である。

2026(令和8)年3月27日

東京弁護士会会長 鈴木 善和

佐賀県警察科学捜査研究所技術職員による DNA 型鑑定不正行為に関する会長声明

昨年(2025年)9月8日に発表された佐賀県警察科学捜査研究所の技術職員(以下「当該職員」という)によるDNA型鑑定の不正行為(以下「本件不正行為」という)について、警察庁は、昨年11月27日に続き、本年2月12日に佐賀県警に対する特別監察の中間報告を公表した。

佐賀県警察(以下「佐賀県警」という)は、当該技術職員が担当したDNA型鑑定のうち不正行為が確認されたものが130件あったものの、佐賀地方検察庁や佐賀地方裁判所の協力を得て調査を行った結果、130件すべてについて捜査や公判に影響はなかったとしていた。しかしながら、特別監察では、佐賀県警が検察庁に不正な鑑定結果を送致したものが新たに9件発覚したとした。また、特別監察を通じて、捜査中の事件に関する鑑定のうち13件について、また時効が成立している事件に関する鑑定のうち6件については、捜査への影響が生じていたかどうか明らかにできなかったとした。

2回にわたる特別監察の中間報告を通じて、捜査への影響が生じていたかどうか明らかにできなかった、すなわち捜査への影響が生じていたかもしれないとされるなど、改めて本件不正行為の問題の根深さが明らかになるとともに、捜査や公判に一切影響がなかったとした佐賀県警による調査の杜撰さが浮き彫りとなった。特別監察に関しては、佐賀県警が不正があったとした130件のみならず、当該職員が単独で実施したすべての鑑定についても調査を行っていること、一部については再鑑定を行っていること、及び、警察外部の有識者(2名の専門学者)の協力を得て、それらの学者の意見を特別監察に反映させている

ことなど、佐賀県警が行った調査よりは信用のおけるものとなっている。もっとも、特別監察も依然として警察内部の調査であることに変わりはなく、また特別監察においてもなお事件当事者である被疑者・被告人やその弁護人に対する調査がなされていないなど、これだけ深刻な問題に対する調査として十分とは言えない。

実際、本件不正行為に関しては本年3月に、特別監察でも「公判に使用されていないことが確認された」とされたにもかかわらず、実は、当該職員が行ったDNA型鑑定が覚醒剤取締法違反の公判で証拠として提出・使用され、それが有罪判決の柱となっていたと佐賀県弁護士会が発表した。また、同月、当該職員自身が本件不正行為によって起訴された刑事事件の起訴状の記載によれば、当初の佐賀県警が発表した期間を超えて不正行為が行われていた疑いがあることが分かったとの報道がなされている。

本件不正行為は、DNA型鑑定はもちろん科学的証拠についての信用性を根底から損なわせる極めて重大な不正であると言う他ないが、本年3月に入ってから本件不正行為に関する新しい情報もたらされ、その実相はすでに把握されているよりも、さらに深刻なものであった疑いが濃厚である。

当会としては、この深刻な不正行為の全容が明らかにされ、徹底的な再発防止策が全国的に取られるよう強く求める。

2026(令和8)年3月31日

東京弁護士会会長 鈴木 善和